

# ロータリー財団ハンドブック

2025－2026 年度

国際ロータリー第 2620 地区

第 14 訂版



国際ロータリー第 2620 地区

ロータリー財団委員会

[drfc@ri2620.gr.jp](mailto:drfc@ri2620.gr.jp)



## 目次

<b>ロータリー財団と財団活動</b>	
ロータリー財団の歴史	1
ロータリー財団への寄付の種類	2
寄付と認証	3-6
補助金の種類	7
地区補助金	8
プロジェクトの実施にあたって	9
地区補助金 授与と受諾の条件	10-18
グローバル補助金の概要	19-20
グローバル補助金 授与と受諾の条件	21-34
グローバル補助金の申請と実施	35
第 2620 地区のグローバル補助金プロジェクト	36-41
地区補助金とグローバル補助金の違い	42
ポリオとは	43
ポリオ根絶まであと少し	44-45
オリコ・ダイナースロータリーカード実績表	46
オリコ・ロータリーカード申請方法	47-48
グローバル補助金職業研修チーム	49
グローバル補助金による奨学金	50
グローバル補助金奨学生 地区募集要項	51-54
ロータリー平和フェロシップ	55-56
財団学友会「山静学友会」	57-58
<b>資料集</b>	
レポート閲覧方法	59
2025-26 年度 地区補助金プロジェクト申請一覧	60-61
2024-25 年度 ロータリー財団クラブ別寄付の実績	62-63
クラブ別 ポールハリスフェロー (PHF)・ベネファク ター (BF) の数	64
ロータリー財団重要用語集	65-68
第 2620 地区各クラブのサポート	69-70
2025-26 年度 地区財団委員会構成	71



## ロータリー財団の歴史

1917年6月18日、アトランタで開催された第8回ロータリー年次大会で、当時の会長であったアーチC. クランフが、「世界でよいことをするために基金を作るのが、きわめて適切だと思われる。」と演説をしたことが始まりです。

1917年は、まだ第1次世界大戦の真っただ中でした。そんな世界情勢の中で、アーチ・クランフは、未来のロータリーにとってこの基金が必ず必要になると言う強い信念のもと、基金の設立を呼び掛けました。

この基金への最初の寄付は、1917年にカンザスシティーロータリークラブが行なった26ドル50セントでした。このわずか26ドル50セントが、世界をより良くするための何十億ドルと言う財団の布石を敷いたわけです。

その後、1928年にそれまでの「アーチ・クランフ基金」という名前から「ロータリー財団」という名前に変更されました。「ロータリー財団」の正式な名前は「国際ロータリーのロータリー財団」です。5名による管理委員会が設立され、初代の管理委員長にはアーチ・クランフが就任しました。その後も、アーチ・クランフは長期的な視野を持ち、ロータリー財団に反対する勢力から財団を守り、存続と発展のためにその生涯を捧げました。アーチ・クランフは、1951年6月3日、82歳でその生涯を閉じています。

1947年に、ロータリーの生みの親であるポール・ハリスが逝去しました。この時、ポール・ハリスは逝去後に「追悼は献花ではなく財団への寄付」と言うハリスの意思が電報でロータリアンに伝えられました。1951年のアーチ・クランフの逝去とともに、このロータリーにとってかけがえない2人の偉大な大物の逝去によって全世界のロータリアンからたくさんの寄付が寄せられ、この時の寄付が、ロータリー財団の発展に大きく役立てられました。

「世界で良いことをする」ために、その後、多くのプログラムが開始され、ロータリー財団は、世界中のまだ手を差し伸べて行かなければならない人々に、たくさんのあたたかい手を差し伸べてきました。

2013年には、「未来の夢計画」と銘打って、ロータリー財団の新しい補助金システム(地区補助金、グローバル補助金)が構築され、ロータリーの掲げる6つの重点分野を中心に、世界中で行なう多様な奉仕活動に利用できる補助金が誕生しました。

ロータリー財団は、現在、アメリカのイリノイ州の州法に則り登記された非営利法人となっています。ロータリー財団は、現在、4名のRI元会長を含む15名の管理委員と事務総長で運営されています。

今や国際ロータリーとロータリー財団は、切っても切れない存在と言えるでしょう。ロータリーは、このロータリー財団を設立したことによって、新しい奉仕の可能性と手段を手に入れることができました。ロータリー財団は、まさに、ロータリーの土台となっているわけです。

アーチC. クランフが演説をした「世界でよいことをしよう」がロータリー財団の標語となっています。



ロータリー財団の創設者アーチ C. クランフ

# ロータリー財団への寄付の種類

ロータリー財団への寄付は、年次基金、恒久基金への寄付および使途指定寄付の3つがあり、それぞれ運用の仕方が異なります。

## 1. 年次基金

毎年全会員（Every Rotarian Every Year: E R E Y）にお願いしている寄付で、この寄付は3年間資金運用され、その収益がロータリー財団運営や、寄付増進のための費用に充てられます。3年後寄付金のすべてがロータリー財団活動に使われます。

その配分の方法はシェアシステムと呼ばれ、47.5%が国際的な財団活動のための資金（Word Fund=WF）、5%が財団本部運営資金となり、残りの47.5%は地区の財団活動のための資金（District Designated Fund=DDF）となります。DDFは私たちの地区でその使途を決め活動ができる資金となります。日本では\$150/人を推奨しています。当地区では、2024-25年度は\$385,736.82（\$1=¥144で約5,555万円）のご寄付をいただきましたが目標額\$422,700.00には届きませんでした。1人当たり\$138.46です。

## 2. 恒久基金

恒久基金への寄付は将来にわたって資金運用され、元金には手は付けられません。運用収益は翌年度の財団活動資金に年次寄付と同様、WFとDDFに50%ずつシェアされます。RIでは恒久基金を2025年までに20億2500万ドルまで成長させることを目標としており、達成は可能とみられています。この寄付は地区年次寄付の目標額にはカウントされません。

恒久基金へ\$1,000以上寄付された方をベネファクター（後援者）として認証します。当地区には2025年7月1日で、ベネファクターは累計で609人おられます。昨年度当地区へ配分された恒久基金の収益は\$43,453.35ありました。

将来にわたりロータリー財団の活動を支えるために、大変重要な基金です。

## 3. 使途指定寄付

プログラムを指定して寄付するものです。ポリオプラスへの寄付や災害復興のための寄付はこれに当たります。この寄付は個人年次寄付の目標額にはカウントされ、ポールハリス・フェローの認証にもカウントされます。

## 4. 寄付の活用

寄付は財団活動のために集められます。当地区には3年前の年次寄付の47.5%と、前年度の恒久基金からの収益がDDF（地区財団活動資金）として配分されます。さらにDDFはその2分の1を上限に地区補助金に使用でき、その他はグローバル補助金やポリオプラス基金への寄贈などに使用できます。

# 寄付と認証

## 1. 個人の認証

ロータリー財団では、ご寄付に対して感謝の気持ちを表すために、さまざまな認証の機会をご用意しています。個人の認証には以下のようなものがあります。

### 認証の種類

財団の友	年次基金に毎年100ドル以上寄付された方。
ポール・ハリス・フェロー(PHF) マルチプル・ポール・ハリス・ フェロー(MPHF)	年次基金、ポリオプラス、あるいは財団が承認した補助金に、累計1,000ドル以上寄付された方。 その後1,000ドル毎にマルチプル・ポール・ハリス・フェローが授与されます。(認証ポイント含む)
ベネファクター	恒久基金に1,000ドル以上寄付をされた方、または資産計画にロータリー財団を受益者として指定することを書面にてロータリー財団に通知した方。 (認証ポイントは含まない)
メジャードナー(MD)	寄付分類に関係なく寄付の累計が10,000ドルに達した個人または夫妻。(認証ポイントは含まない)
アーチ・クランフ・ソサエティ (AKS)	寄付分類に関係なく寄付の累計が250,000ドルに達した個人または夫妻。(認証ポイントは含まない)
ポリオプラス・ソサエティ(PPS)	毎年100ドルをポリオプラス基金に寄付することを誓約することにより入会することができます。ロータリーはこのソサエティの会員に認証バッジをお送りし、その貢献を讃えます。

## 認証レベルと認証品

### ポール・ハリス・フェロー(PHF)／マルチプル・ポール・ハリス・フェロー(MPHF) PHF

PHF	\$1,000～	認証状と襟ピン
MPHF 1	\$2,000～	襟ピン (サファイヤ1粒)
MPHF 2	\$3,000～	襟ピン (サファイヤ2粒)
MPHF 3	\$4,000～	襟ピン (サファイヤ3粒)
MPHF 4	\$5,000～	襟ピン (サファイヤ4粒)
MPHF 5	\$6,000～	襟ピン (サファイヤ5粒)
MPHF 6	\$7,000～	襟ピン (ルビー1粒)
MPHF 7	\$8,000～	襟ピン (ルビー2粒)
MPHF 8	\$9,000～	襟ピン (ルビー3粒)

### ベネファクター

ベネファクター	\$1,000～	認証状と襟ピン (ウイング)
---------	----------	----------------

### メジャードナー (MD. 大口寄付者)

MDレベル1	\$10,000～	クリスタル、襟ピン、ペンダント
MDレベル2	\$25,000～	クリスタル、襟ピン、ペンダント
MDレベル3	\$50,000	クリスタル、襟ピン、ペンダント
MDレベル4	\$100,000～	クリスタル、襟ピン、ペンダント

### アーチ・クランフ・ソサエティ (AKS)

AKSレベル1	\$250,000～	クリスタル、襟ピン、ペンダント
AKSレベル2	\$500,000～	クリスタル、襟ピン、ペンダント
AKSレベル3	\$1,000,000～	クリスタル、襟ピン、ペンダント
AKSレベル4	\$2,500,000～	クリスタル、襟ピン、ペンダント
AKSレベル5	\$5,000,000～	クリスタル、襟ピン、ペンダント
AKSレベル6	\$10,000,000～	クリスタル、襟ピン、ペンダント

### ポール・ハリス・ソサエティ (PHS)

PHSは、年次基金、ポリオプラス、財団が承認した補助金プロジェクトに、一括でも合計毎年\$1,000以上をご支援される方の認証です。



## 2. クラブのバナー認証

個人だけでなく、クラブに贈られる認証もあります。認証を受けたクラブには、認証品としてバナーが贈られます。バナー認証は以下の5つとなります。

### 「Every Rotarian, Every Year」クラブバナー

6月30日現在の正会員全員が、年次基金へ少なくとも25ドルの寄付をして、一人当たりの平均寄付額が100ドルに達しているクラブに贈られます。

### 100%ロータリー財団寄付クラブバナー

6月30日現在の正会員全員が、寄付分類に関わらず少なくとも25ドルの寄付をして、一人当たりの平均寄付額が100ドルに達しているクラブに贈られます。

### 100%ポール・ハリス・ソサエティ・クラブ認証バナー

6月30日現在の正会員全員が、一括でも合計でも1年度中に合計1,000ドル以上を寄付したクラブに贈られます。対象となる寄付分類は、年次基金、ポリオプラスおよび財団が承認した補助金プロジェクトです。

### 年次基金への一人当たりの寄付最上位3クラブ

このバナーは、各地区内で、1年度で一人当たりの年次基金への平均寄付額※が上位3位に入ったクラブに贈られます。資格を得るためには、クラブは一人当たりの平均寄付額が最低50ドルに達していなければなりません。

### 100%ポール・ハリス・フェロー・クラブ

このバナー認証を受けるには、認証を申し込む時点で、クラブの正会員全員がポール・ハリス・フェローになっていなければなりません。クラブが要件を満たしていることを確認した上で、申請書を提出します。申請書には地区ガバナーとクラブ会長の署名が必要となります。クラブには地区経由でバナーが贈られます。1度限りのこの認証は、年度を通じて随時授与されます。

### 3. 認証ポイント

認証ポイントは、年次基金・ポリオプラス・財団が承認した補助金プロジェクトへロータリー財団を通じて寄付をした際に、1ドルにつき1ポイント与えられるものです。

寄付者は認証ポイントを移譲して、ほかの人をポール・ハリス・フェロー、またはマルチプル・ポール・ハリス・フェローにすることができます。恒久基金への寄付は認証ポイントの対象とならないことにご留意ください。ご自身には移譲できません。

#### 認証ポイントの確認方法

地区ガバナー、クラブ会長・幹事および、事務局員はMy ROTARYを通じて、クラブ認証概要レポート (Club Recognition Summary) で確認することができます。

個人の寄付者は、My ROTARYのプロフィールから「寄付者履歴レポート」で確認することができます。

#### 認証ポイントの移譲方法

「ポール・ハリス・フェロー認証ポイント使用申請書」をメールまたは、FAXにて日本事務局までご送付下さい。申請書はMy ROTARYからダウンロードすることができます。

ご記入の際、移譲者本人の直筆署名が必要となります。一度に移譲できるのは100ポイント以上からです。小数点以下も移譲可能です。また、申請書はアルファベット表記で、タイプ入力してください。

# 補助金の種類

ロータリー財団の補助金は**地区補助金 (District Grants)** と **グローバル補助金 (Global Grants)** の二つがあります。

両補助金とも**人道的プロジェクト (Humanitarian Project)**、**職業研修チーム (Vocational Training Team)**と**奨学金 (Scholarship)**の三つの活動があります。この他に**災害救援補助金**などがあります。

## 1. 地区補助金

地区補助金は地区やクラブが計画したプロジェクトを支援するものです。地域社会や海外（ロータリーのない国や地域を含む）でも利用することができます。単年度事業で、年度開始前に申請し、年度内に終了・報告書を提出しなければなりません。補助金はクラブの規模によって金額の上限があります。

利用に当たっては、『地区補助金の授与と承諾の条件』を遵守しなければなりません。

地区補助金には、3年前の年次基金への寄付と恒久基金の前年度の運用収益の約25%が充てられます。地区内全会員が\$150を年次寄付されれば、恒久基金の収益も含め、約1,400万円を地区補助金として使用することができます。この金額を地区内から申請のあったクラブへ配分いたします。このため為替レートの変動や、申請クラブの数によって、申請額に上乗せまたは減額の上、交付する場合がありますのでご理解をお願いいたします。

## 2. グローバル補助金

グローバル補助金は海外の地区やクラブと提携して、別に定める特定分野のプロジェクトに限って支援するもので、比較的大規模なプロジェクト（総額\$30,000.00以上）が対象となります。対象となるプロジェクトのニーズは日本国内ではあまりなく、主に途上国への援助が中心となっています。

プロジェクトに参加するために、当地区ではDDF拠出にあたって、当地区内クラブにも1,000ドル以上の現金拠出をお願いしております。クラブと地区が手を携え、素晴らしい事業にしましょう。

グローバル補助金を使用するためには、予め地区とクラブの間で、『クラブ参加資格認定：覚書 (MOU)』を結ばなければなりません。

クラブまたは地区は、ロータリー財団の重点分野に関連した仕事で活躍するために研究に励む奨学生を送り出すこともできます。受け入れ地区との交渉や受入側カウンセラーの指定が求められますので、候補者があれば事前にご相談下さい。

グローバル補助金の申請は随時となっており、プロジェクトも単年度に限らず、年度をまたいでも構わないことになっています。

# 地区補助金

地区補助金の計画から実施、報告までの一連の手続きは別に『地区補助金ハンドブック』に詳細が記載されています。このハンドブックを手元に置いて、計画を実施してください。

なお、このハンドブックは地区のホームページからダウンロードできます。

**補助金受給資格**：地区補助金及びグローバル補助金を受給するためには、前年度に開催される補助金管理セミナーにクラブから参加する義務があります。このセミナーの参加対象者は、次年度の申請プロジェクトの責任者またはそれに代わる方です。(状況によって変更あり)

**地区補助金の申請時期**：地区補助金はクラブから申請のあったプロジェクトをまとめてオンラインで申請します。各クラブでスムーズに補助金が使えるように、クラブからの申請は4月15日に締切り、整い次第、申請全クラブの事業を一括して一口の地区補助金として本部に申請しますので、申請期日遵守にご協力ください。

クラブからの申請を受けて、地区ロータリー財団委員会では、申請プロジェクトが地区補助金のプロジェクトとしての条件が整っているかを審査します。不備がある場合、この間で申請クラブと調整させていただきます。

**地区補助金の配分基準**：地区補助金は下記の基準で配分します。

○会員70名以下のクラブは、27万円を上限とし、総事業費の3分の2を地区から補助します。

○会員71名以上のクラブは、36万円を上限とし、総事業費の2分の1を地区から補助します。

(会員数は、申請書提出年度の期首会員数を基準とします。)

○予算の変更または事業中止となった時の処理方法

70名以下のクラブ

実際にプロジェクトに使用した総額の2/3 $\geq$ 地区補助金の場合は返金不要。

〃 < 〃 の場合は地区補助金の残金を返金。

71名以上のクラブ

実際にプロジェクトに使用した総額の1/2 $\geq$ 地区補助金の場合は返金不要。

〃 < 〃 の場合は地区補助金の残金を返金。

○円レートの変動に対する対応

地区補助金総額は\$基準です。当地に振り込まれる時点でのロータリーレートで円に換算されます。

○クラブからの申請総額が、予算を超過した場合、申請額に比例して減額します。また申請総額が予算に満たない場合その余剰分については地区ロータリー財団委員会がその配分を決定します。

過去の実績	2015-2016年度	62クラブ申請	申請額の13.3%上乗せ
	2016-2017年度	68クラブ申請	申請額の19.9%減額
	2017-2018年度	66クラブ申請	申請額の9.3%減額
	2018-2019年度	68クラブ申請	申請額の13.6%増額(一律廃止)
	2019-2020年度	68クラブ申請	申請額の11.7%増額(一律廃止)
	2020-2021年度	61クラブ申請	申請額 申請金額のまま
	2021-2022年度	68クラブ申請	申請額 申請金額のまま
	2022-2023年度	65クラブ申請	申請額 申請金額のまま
	2023-2024年度	68クラブ申請	申請額の10%減額
	2024-2025年度	66クラブ申請	申請額 申請金額のまま

# プロジェクトの実施にあたって

2025-2026 年度地区補助金プロジェクトの実施にあたり、今後の予定と、ご注意いただきたい事項を記載します。

- 1. 地区助成金の送金について:**全てのクラブ申請が承認されましたら、補助金の承認決定とクラブへの送金をお知らせします。クラブへの補助金の送金先（銀行等口座）が新規、又は変更となる場合は、「補助金専用口座報告書」様式③を必ず財団事務局へ提出してください。前年と同じ場合も、変わらない旨の連絡を返信でお願いいたします。
- 2. 専用口座の管理:**プロジェクトに支払われる資金は、基本的に専用口座から引き出してください。一括で引き出して、クラブの一般口座に移さないでください。これが守られていないクラブが多くみられますので、ご注意ください。口座開設の際に入金した金額は、開設後引き出してクラブ会計へ戻してください。
- 3. 計画の変更:**プロジェクト実施段階でその内容が実施計画書と変わる場合、あらかじめロータリー財団委員会にご相談ください。予算の多少の変更は事後の報告書で結構です。  
\*総事業費の 2/3 (71 名以上のクラブは 1/2) が補助金を下回った場合は、その差額を返却していただきます。この際の送金手数料は、事業費に含めて結構です。
- 4. 領収書:**3,000 円以上の支出に対する領収書は保管し、報告時にその写しを添付してください。報告書にはすべてに支出記載してください。
- 5. 報告:**プロジェクト完了後、**2 週間以内に報告書を提出してください。**  
全てのクラブの適正な報告書が揃わなければ、財団本部へ地区から報告書を提出することができません。これが受理されませんと、次年度の地区補助金は交付されません。1 クラブでも遅れると、地区全体に影響を与えることとなります。遅くとも 4 月 15 日までには送れるよう計画を立ててください。  
提出していただくもの
  1. 地区補助金報告書 様式⑤
  2. 事業報告書 様式⑥
  3. 事業報告書(新聞報道等の写し) 様式⑦
  4. 事業報告書(写真等) 様式⑧
  5. 事業報告書(領収書等) 様式⑨
  6. 補助金専用口座通帳のコピー 様式⑩報告書の書式は、当地区ホームページの《資料ダウンロード》《ロータリー財団関係》からダウンロードしてください。報告書に署名が必要なものは、PDF 化し、メールでお送りください。
- 6. 書類の保管:**全ての書類や伝票類は 5 年間保存してください。



## ロータリー財団 地区補助金 授与と受諾の条件

地区補助金は、地元や世界各地の地域社会のニーズに取り組むための、比較的規模の小さい、短期的な活動を支援する。これらの活動は、ロータリー会員が、人びとの健康状態を改善し、質の高い教育を提供し、環境保護に取り組み、貧困をなくすことを通じて、世界理解、親善、平和を達成できるよう支援するというロータリー財団の使命に沿うものである。地区補助金でどの活動を支援するかは、地区が決定する。

ロータリー財団は、内容をより明確にし、方針の変更を反映させるために、この授与と受諾の条件をいつでも修正することができる。2025年2月の変更には以下が含まれる：

- 補助金は地区が管理する銀行口座にのみ支払われ、個々のクラブには支払われないことを明確にする(セクション7「支払い」を参照)。
- 財団への補助金資金の返還に関する情報を追加する(セクション8「報告要件」を参照)。

このほかの最新情報や資料([グローバル補助金の授与と受諾の方針](#)を含む)は、[rotary.org/ja/grants](https://rotary.org/ja/grants)を参照のこと。または、[補助金担当職員](#)に質問する。

### 1. 受領資格のある活動

地区補助金の受領資格がある活動：

- A. ロータリー財団の使命に沿っていること。
- B. 以下を含むこと。
  1. 地元または海外での奉仕プロジェクト、および関連する旅行
  2. 奨学金(教育のレベルは問わない)
  3. 職業研修チーム(特定分野について教える、または学ぶ専門職従事者のグループ)、および関連する旅行
  4. 奨学生と職業研修チームのオリエンテーション
  5. 補助金管理セミナー
  6. クラブと地区によるプロジェクトの協同提唱者探しを援助するため、ロータリーのプロジェクトフェアへのロータリー会員の参加、および往復の旅行
  7. ロータリーのクラブがある国およびクラブがない地域、ならびに法律によって認められ、ロータリー財団の方針に従っている地域におけるプロジェクトと活動
  8. [ロータリー青少年交換](#)、[RYLA](#)、[ロータリー友情交換](#)、ローターアクト、[インターアクト](#)プログラム。
  9. 地域社会調査
  10. 建築と改築

11. 融資プログラムを運営する、登記され、少なくとも 3 年間運営されている小口融資機関と協力して実施する小口融資(マイクロクレジット)活動
  12. 地雷に対する認識向上キャンペーンと、地雷への注意喚起を呼びかける標識
- C. ロータリー会員が積極的に参加すること。
  - D. 米国および補助金から資金提供される活動が実施される国の法律を遵守し、害を与えないこと([米国財務省外国資産管理局](#)[OFAC]による制裁対象国での活動の提唱や旅行を計画しているプロジェクトは、追加情報の提供が求められる場合がある)。
  - E. 参加する未成年の安全と健康を守り、国際ロータリーの[青少年保護方針](#)を遵守すること。
  - F. 実施に先立ってロータリー財団により審査され、承認されていること。補助金が承認された後に使用計画の変更が必要となった場合、補助金センターの地区補助金の報告のセクションから要請する必要がある。
  - G. 実施地の伝統と文化に配慮する姿勢を示すこと。
  - H. [ロータリー財団章典](#)の第 30.040 節「プログラム参加者の利害の対立に関する方針」、およびセクション 10「補助金における利害の対立に関する方針」に概説されている方針を遵守すること。
  - I. [ロータリー章典](#)の第 34.040.6 項ならびに 34.040.11 項に記載される通り、ロータリーという名称、その他のロータリー標章、徽章およびグラフィックの使用に関するロータリーの方針を遵守すること。
  - J. [ロータリー財団章典](#)の第 40.010.2 項に基づき、またロータリーの[ブランドリソースセンター](#)にあるロータリーブランドのガイドラインに従い、補助金提唱者とロータリー財団を明確に示す[標識・表示](#)をプロジェクト実施地、またはその近接位置に表示すること。
  - K. [ロータリー章典](#)の第 26.080 節に記述された、プライバシーに関するロータリーの声明に従うこと。

## 2. 受領資格のない活動および支出

地区補助金を受領する活動では、以下を行ってはならない：

- A. 特定のグループ(種類を問わない)を差別するもの。
- B. 特定の政治的あるいは宗教的観点を推進する。
- C. 完全に宗教を目的とした催し物を行うこと。
- D. 特定の人、団体、地域社会に対する継続的または過度の支援を行うこと。
- E. 財団、恒久的信託、利子の発生する長期口座を開設すること。
- F. ロータリー財団または国際ロータリーに、補助金資金を上回る財務上の責任を生じさせること。
- G. ファンドレイジング(募金)活動
- H. ワクチンの出所となる国ならびにワクチンの受領国の政府や規制当局からの事前の承認なく、国境を越えてワクチンを輸送すること。
- I. 無報酬で働くことを誰かに要求すること(プロジェクトは労働者の権利と公正な賃金慣行を守るよう努力すべきである。利益を得る人びとがプロジェクトでボランティア活動をする必要がある場合、これらの人びとの明確な同意が必要である)。
- J. 当該国の法的な労働年齢未満の人、または法律で年齢が定められていない場合は 16 歳未満の人による労働を要求すること。

また、地区補助金の資金は、以下のために使用できない：

- K. 補助金が承認される前に発生した費用、または進行中もしくは既に完了した活動
- L. ロータリー財団、ポリオプラス、またはほかの財団補助金への寄付
- M. 土地や建物の購入
- N. 武器または弾薬
- O. 軍事援助
- P. 地区大会、国際大会、研究会、創立記念式典、娯楽イベント、プロジェクトでの式典などのロータリー行事に関連する経費
- Q. 広報的な取り組み(プロジェクトの完了に不可欠な場合を除く)
- R. 1,000 米ドルを超える、プロジェクトの標識
- S. 他団体の運営費、管理費、間接的なプログラム経費
- T. 特定の人物や協力団体への使途無指定の現金寄付
- U. 新型コロナウイルスのワクチン
- V. ポリオワクチンのみを投与する予防接種
- W. 全国予防接種日(NID)に参加するための旅費
- X. 妊娠中絶、または性決定のみを目的とする施術
- Y. ロータリー平和センター提携大学において、ロータリー平和フェローが専攻するのと同じ、または類似した専修プログラムで学ぶための留学
- Z. 18 歳未満の人の海外渡航費(保護者同伴の場合またはロータリー青少年交換プログラムに参加している場合を除く)
- AA. 融資保証制度
- BB. ロータリー地区、ロータリークラブ、ローターアクトクラブ、会員が所有者となる物品
- CC. 地雷の探知および除去、または地雷を除去するための機材の購入

### 3. 申請要件

- A. 補助金の実施年度の 5 月 15 日までに、[補助金センター](#)を通じてオンラインで申請する。
- B. 各年度、1 地区につき 1 回のみ申請書を提出する。
- C. 申請には詳細な使用計画を含める。各項目には、何を行うのか、補助金資金を何の支払いに充てるのか、受益者は誰かを明記する必要がある。
- D. 地区は、補助金の実施年度の地区ガバナー、地区ロータリー財団委員長、地区補助金小委員会委員長を含む補助金委員会を設置する。これら 3 名の委員会委員は、地区補助金の申請において承認手続きを行い、申請書を提出する責務を担う。
- E. 補助金を申請する地区は[参加資格認定](#)を受ける。
- F. 補助金の全関係者は、国際ロータリーとロータリー財団に対する義務を果たしていること。
- G. 一度に有することのできる未終了の補助金は、10 口までとする(地区が代表提唱者となっているグローバル補助



金を含む)。

- H. すべてのプロジェクトの名称が、ロゴ、徽章、グラフィックの使用に関するロータリーの方針に準拠していることを確認する(セクション1「受領資格のある活動」を参照)。
- I. 補助金増額の要請は、ロータリー財団が補助金の支払いを開始する前に行う。補助金の支給後に変更はできない。
- J. 臨時費の計画を立てる。地区は、年度中に発生しうる臨時費のために、地区補助金の20%までを充てることができるが、承認された後に補助金に追加するすべてのプロジェクトと活動は、資金を使用する前に財団からの承認を受ける必要がある。使用計画に臨時用の資金を含め、最終報告書に臨時費の内訳を記載する。
- K. 管理運営費を含める。地区は、補助金の3%までを、補助金に関連した管理運営費(銀行手数料、郵送料、ソフトウェア、独立財務評価など)に充てることができる。

#### 4. 協力団体

- A. 協力団体とは、専門知識、インフラストラクチャー、アドボカシー活動、研修、教育、その他の補助金を受領する活動への支援を提供する、ロータリー以外の定評ある組織または教育機関である。奨学生が通う大学は、協力団体とはみなされない。
- B. 協力団体は、財団の報告と監査の全要件を遵守し、領収書や必要な購入証明書を提出する必要がある。
- C. 協力団体に提供された資金の全額は特定のプロジェクト費用として使用され、地区がこれらの費用の明細を記録する必要がある。

#### 5. 旅行方針

- A. 補助金資金が支払われる旅行者は全員、各自で旅行の手配を行うべきである。[国際ロータリー・トラベルサービス\(RITS®\)](#)からサポートを受けることができる。
- B. 地区補助金により、海外渡航に関連する以下の予算経費を賄うことができる。
  - 1. エコノミークラスの航空券
  - 2. 空港までの往復交通費および補助金実施に関連する現地での交通費
  - 3. 予防接種とビザの費用、入国税・出国税
  - 4. 通常の妥当な荷物預け料金
  - 5. 旅行保険
- C. 地区補助金は、以下の経費を賄わない：
  - 1. 事前に承認された旅行の前後に、任意で途中降機した場合の関連経費
  - 2. 任意の途中降機を含め、個人の旅行の手配の変更により生じた違約金や手数料
  - 3. 荷物の超過料金、または旅行者の荷物やその他の個人的持ち物の輸送料
  - 4. 中止となった、または参加者が出席できなかった対面式の行事・会議の関連経費の払い戻し
  - 5. 強制隔離の関連経費
- D. 補助金の提唱クラブまたは提唱地区は、補助金の資金を使って旅行する全受領者の緊急連絡先と旅程表を保管する必要がある。また、要請に応じて財団にこの情報を提出するための準備をしておく。

- E. 旅行者は、以下の責任を有する。
1. 旅費の増加を避けるため、旅行手配を迅速に行う
  2. 承認された旅費を超える費用を自己負担する
  3. 海外旅行のための健康条件を満たす
  4. 国際ロータリーによる特定国の旅行制限を遵守する(以下 G を参照)
  5. 旅行保険に加入する
  6. 個人の旅行はすべて自ら手配し、自己負担する
  7. 必要な旅行書類を取得すること、かつ入国に関する新型コロナウイルスの全要件およびその他の規制を遵守することを確認するために、[IATA トラベルセンター](#)からの情報を確認する。
- F. 医療従事者が補助金資金による活動の一環として医療サービスを提供する場合、補償限度額が最低 500,000 米ドルの職業賠償責任保険(別称、過失脱漏保険または E&O 保険)に加入するよう期待されている。このような保険に加入し、保険料を支払うのは参加者本人である。
- G. 国際ロータリーは、[旅行禁止国リスト](#)を作成するため、グローバルな安全コンサルタント会社と契約している。安全面の懸念から、財団はこれらの国への旅行に資金を提供しない。旅行禁止国リストに追加された国内に、既に財団資金による旅行者がいる場合、即刻避難するための計画が手配される。これらの旅行制限や避難命令に従わなかった場合、財団は補助金を取り消し、既に支払われた資金を財団に返還することを要請する。旅行禁止国リストに掲載されている国への旅行が補助金プロジェクトに含まれる場合、その国への旅費がプロジェクト予算に含まれていなくても、財団は資金を提供することはできない。

## 6. 補助金の資金源

- A. ロータリー財団は、地区財団活動資金(DDF)の配分のみから地区補助金を提供する。
- B. 地区は、シェア配分の最高 50%を毎年一口の補助金に充てることができる。

## 7. 支払い

- A. 補助金資金は、補助金申請書に記載された地区または地区財団の銀行口座のみに支払われる。
- B. 補助金資金は、地区が管理する銀行口座のみに支払われる。個々のクラブに支払われることはない。
- C. 地区補助金の資金は、前ロータリー年度の地区補助金が終了するまでは支払われない。
- D. 補助金は、補助金支払い時の国際ロータリー為替レートに従って支給される。
- E. 資金は、実施年度末を過ぎた後は支給されない。実施年度の 5 月 31 日までに提唱者が支払いの全要件を満たさなかった場合、補助金は取り消しとなる。

## 8. 報告要件

- A. 補助金の受領者は、補助金の使途について財団に報告する。
- B. 報告書は、[補助金センター](#)を通じて提出し、不備のない報告書のみ受理される。
- C. 財団は、期日を過ぎて未提出の財団補助金報告書がある提唱者からの新規の補助金申請書を承認しない。

- D. 財団は、いつでも補助金を審査し、監査を実施し、監視要員を派遣し、追加書類の提出を要求し、または、支払いを（一部または全額）保留することができる。
- E. 地区は、資格条件に従い、補助金資金の用途について地区内クラブに報告する必要がある。
- F. 補助金の提唱者は、資格条件および適用される法律に従い、少なくとも 5 年間、補助金の用途に関連する全領収書のコピーと銀行取引明細書を保管する必要がある。
- G. 補助金プロジェクトの実施と資金使用に関する財団の方針と指針を遵守しなかった補助金提唱者は、補助金の全額を返還する必要がある、最高 5 年間、将来の補助金の受領を禁じられる可能性がある。
- H. 資金の支出について記載した最終報告書を、補助金受領後 12 カ月以内、または地区からすべてのプロジェクトへ配分が完了してから 2 カ月以内に、財団に提出する必要がある。アルゼンチンとブラジルの地区に支払われた補助金については、報告とともに、すべての経費について領収書を提出しなければならない。
- I. ブラジルの地区に支払われた補助金については、最終報告書とともに寄付証明書を提出する必要がある。
- J. 地区補助金の資金を利用した活動はすべて、地区がクラブまたは受益者に支給してから 24 カ月以内に、完了する必要がある。
- K. 地区は、補助金資金の支出についても報告し、全額使用しなかった場合は、財団に返金する必要がある。詳細は「[補助金未使用分の財団への返還について](#)」を参照のこと。
- L. すべての補助金活動が完了した後に 1,000 米ドルを超える補助金資金が残った場合、受領資格のある追加の活動のための資金利用を財団が承認する必要がある。承認された通りにこれらの資金を使用できない場合、資金をロータリー財団に返還する必要がある、この資金は地区の DDF に加算される。
- M. すべての補助金活動が完了した後に 1,000 米ドル以下の補助金資金が残った場合、地区補助金の使用が認められている活動にその資金を利用でき、財団からの事前の承認は必要ない。いかなる金額であれ、地区補助金と関係のない経費に未使用の補助金資金を使用することはできない。
- N. 1,000 米ドル以下の補助金資金が財団に返還された場合、その資金は国際財団活動資金(WF)に充当される。
- O. 以下の国は、返還資金について独自に以下を義務づけている：
  1. アルゼンチン:10 アルゼンチンペソを超える未使用の補助金資金は返還する必要がある。
  2. ブラジル:100 ブラジルリアルを超える未使用の補助金資金は返還する必要がある。
  3. インド:未使用の補助金資金はすべて返還する必要がある。

## 9. 取り消された補助金

- A. 補助金が承認されたが、支払いがまだ行われていない場合、全資金が地区の DDF に加算される。
- B. 補助金が承認され、支払い済みである場合、補助金資金はすべて財団に返還しなければならない、この資金は地区の DDF に加算される。
- C. 補助金資金から生じた利子は財団に送金する必要がある。

## 10. 補助金における利害の対立に関する方針

- A. ロータリー財団の補助金の高潔性を保証するため、関与するすべての人は、実際の利害対立、および対立があると認識される状況を避けることが義務付けられている。
- B. 利害の対立は、ある補助金に対し、決定を下す、または決定に影響を与える立場にある人物が、補助金によって、

本人、その家族、そのビジネスパートナー、またはそれらの人物が有償・無償を問わず、役員や指導的立場を担っている組織が、恩恵を得る可能性のある場合に生じる。

- C. 実際の利害対立、または対立があると認識される状況はすべて、申請手続きにおいてロータリーの補助金担当職員に開示する必要がある。利害の対立が存在するかどうか確信がもてない場合は、開示すべきである。
- D. 個々のケースにおいて利害の対立が存在するかどうかは、ロータリーの補助金担当職員または管理委員会が決定する。補助金において利害の対立が存在する、または存在したと結論が下された場合、補助金担当職員は、補助金プロセスの高潔性を守るため、適切な措置を管理委員会に推奨する。このような措置には、当該会員の補助金委員会からの除外、補助金申請の却下、承認された補助金の取り消し、または特定の会員、クラブ、地区、または協力団体によるロータリー補助金参加の一時停止などが含まれる。
- E. 財団補助金の受領者または受益者となることができない人には、以下が含まれる。
  - 1. 現ロータリアン
  - 2. クラブ、地区、その他のロータリー組織([ロータリー章典](#) 1.040 節に規定されている通り)、国際ロータリーの職員
  - 3. これらのすべての人の配偶者・直系卑属(血縁、養子縁組、再婚による子または孫)・直系卑属の配偶者・直系尊属(血縁による親または祖父母)、ロータリー財団または国際ロータリーと提携する機関・組織・団体の職員
  - 4. 元ロータリアンおよび上記の元ロータリアンと親族関係にある人(本人または親族の退会から 3 年間適用)
- F. 補助金資金を受ける活動を担当するクラブまたは地区の選考委員会の委員であるロータリー会員は、ロータリー補助金の影響を受ける可能性のある個人または団体との個人的、家族上、事業上の関係について、完全に透明性を保つ必要がある。これには、奨学金候補者、協力団体、業者、その他補助金によって利益を得る人びとまたは団体(ただし、これらに限られない)との関係が含まれる。委員は、実際の利害対立または対立があると認識される場合、選考が始まる前に委員長に知らせる必要があり、また、補助金申請時にも開示する必要がある。
- G. ロータリー地区、クラブ、会員が、補助金資金を受ける活動と関連して、ロータリー組織から同業者への支払いが行われるような業務取引を行う場合、妥当な費用で最良のサービスを確保するため、その取引を行う前に、公正、透明、かつ完全な見積もり要請と入札手続を行う必要がある。資金が、会員、会員が所有または経営する物資やサービスの提供者、名誉会員、または財団補助金の受領資格がない上記に記載された人びとに支払われるような業務をロータリー組織が行おうとする場合に、利害の対立の可能性が生じる。
- H. 協力する非政府組織、商品または業務の提供者、保険会社、運送会社、教育機関を含む業者または支払先と利害関係がないことを確認するために、すべての補助金取引を見直す必要がある。利害対立のある業者であっても、公正な市場価格で最高の製品または業務を提供し、そのことが見積書や公正、透明、徹底した入札手続を経ているオファーによって証明される場合には、その業者を利用することができる。
- I. 利害の対立に関するロータリーの方針に関する詳細は、[ロータリー財団章典](#)の第 30.040 節を参照のこと。

## 11. インドに関する特記事項

- A. 他のすべての授与と受諾の条件に加え、インドの法律と FCRA を遵守するため、インド国内のクラブと地区に支払われる全額または一部の補助金は、以下の支払いと報告の手続きに従う必要がある。
- B. FCRA に関する一般的な情報は、[fcraonline.nic.in](http://fcraonline.nic.in) を参照のこと。FCRA の登録を受けたクラブまたは地区は、FC-4 書式と財務報告書をインド内務省(ニューデリー)に期限通りに提出する責務を負うものとする。
- C. すべての補助金の支払いは、インドルピーの資金を受領するために特別に開設された銀行口座またはクラブが管理する FCRA 口座に送金される。以下に記載された一般的な支払い条件をすべて満たすまで、補助金がインド国内の銀行口座に送金されることはない。インド国内からの拠出金から発生した十分な資金があると職員が判断す

るか、提唱者が銀行口座が FCRA の下に登録されていることを記した書類を提供する必要がある。そのほかの状況において支払いは待機状態となり、(インド国内から)追加の拠出金が寄せられて十分な資金が得られた時点ではじめて、先着順に支払われることになる。補助金の提唱者は、FCRA の下に登録された銀行口座で受け取る資金が地元の資金と混同されないようにする必要がある。補助金資金は、提唱者拠出金の全額がロータリー財団へ送られ、支払いの全条件が満たされるまでは、支給されない。補助金資金は、補助金提唱者が申請書に記入した口座へ支払われる。

- D. 毎年 3 月 31 日までにインドのロータリー財団または国際ロータリー南アジア事務局から支払われた補助金資金に関する中間報告書は、同じ年の 5 月 31 日が提出締切日となる。最終報告書は、プロジェクトの完了から 2 カ月以内が提出期日となる。すべての中間報告書は、セクション 8(報告要件)に挙げられたすべての一般的な報告要件を満たしている必要がある。さらに、補助金提唱者は以下を行う必要がある。
1. 中間報告をオンラインで[補助金センター](#)から提出する。
  2. 中間報告書が提出されたことを南アジア事務局に知らせる。
  3. 補助金資金が使用された場合は使用の証明書ならびに、独立した公認会計士によって証明された領収書または補助金からの支払いの明細書(会計士番号および固有の文書識別番号を明記のこと)をアップロードする。使用の証明書には、補助金資金の支払いを行ったのがインドのロータリー財団、または南アジア事務局)であるかを明記しなければならない。
  4. 銀行明細書または預金通帳をアップロードする(複写の場合は、銀行のマネジャー/公認会計士が証明し署名した正謄本)。
  5. [補助金センター](#)にすべての請求書と領収書をアップロードする。
- E. いかなる理由であれ、補助金の資金が使用されなかった場合には、補助金資金の預金日が記された銀行明細書の原本または預金通帳の原本(複写の場合は、銀行のマネジャー/公認会計士が証明し署名したもの)、ならびに、3 月よりも前に受領されたにもかかわらず補助金を使用されなかった理由を説明した文書。
- F. 最終報告書は、セクション 8(報告要件)に挙げられたすべての一般的な報告要件を満たしている必要がある。さらに、補助金提唱者は以下を行う必要がある。
1. 最終報告をオンラインで[補助金センター](#)から提出する。
  2. 最終報告書が提出されたことを南アジア事務局に知らせる。
  3. 補助金資金が使用された場合は使用の証明書ならびに、独立した公認会計士によって証明された領収書または補助金からの支払いの明細書(会計士番号および固有の文書識別番号を明記のこと)をアップロードする。使用の証明書には、補助金資金の支払いを行ったのがインドのロータリー財団、または南アジア事務局)であるかを明記しなければならない。
  4. 銀行明細書または預金通帳をアップロードする(複写の場合は、銀行のマネジャー/公認会計士が証明し署名した正謄本)。
  5. 銀行調整の明細書を提出する(複数の補助金の一つの FCRA 口座に振り込まれた場合)。
  6. [補助金センター](#)にすべての請求書と領収書をアップロードする。
  7. 「原本はすべて 8 年間保管し、インドのロータリー財団または南アジア事務局から要請された場合にはこれを提示する」と書かれた保証文を[補助金センター](#)にアップロードする。
  8. 未使用の補助金資金はすべて、資金の支払いを行った組織(インドのロータリー財団または国際ロータリー南アジア事務局)に返還する。
  9. プロジェクトから利益を得る人びとに関する情報(写真、新聞の切り抜き、感謝状を含む)を保管する(インドのロータリー財団または国際ロータリー南アジア事務局から要請される可能性があるため)。

## 12. フィリピンに関する特記事項

- A. ほかの授与と受諾の条件に加え、フィリピン国内のロータリー地区またはクラブに支払われた補助金は、フィリピンの規制を遵守するためにより多くの実証を必要とする。
- B. フィリピン証券取引委員会は、財団が財務諸表を提出する際に、財団が資金を提供したすべてのプロジェクトについて補足書類を添えることを義務づけている。この要件に関する詳しい情報は、証券規制法 68(Securities Regulation Code 68)に改正通りに記載されている。これを遵守できるよう、補助金提唱者は、その地域を管轄する以下の人物／組織のいずれかが発行する証明書を取得する必要がある：
  - 1. 市長室、公印が押されていること
  - 2. 社会福祉・開発局(Department of Social Welfare and Development)長、公印が押されていること
  - 3. 保健局(Department of Health)長、公印が押されていること
  - 4. バランガイ議長室、公印が押されていること
  - 5. 民間機関または実際の受益者の代表者／役員、公証人により署名されたもの
- C. 各プロジェクトについて、証明書の原本 5 通を、下記に送付すること:Phil.Consulting Center Inc., c/o Erika Mae Bautista, 2D Penthouse, Salamin Building, 197 Salcedo Street, Legaspi Village, Makati City 1229, Philippines.
- D. 証明書の見本テンプレートを、[南太平洋・フィリピン事務局](#)を通じて入手することができる。
- E. 7 月から 5 月までに配分される補助金の証明書は、同じ会計年度の 6 月 30 日までに受理されるべきである。6 月に支払われる場合は、7 月 31 日までに受理されるべきである。

# グローバル補助金の概要

## 1. 要件

- ・ 7つの重点分野を支援（平和構築と紛争予防、疾病予防と治療、水と衛生、母子の健康、基本的教育と識字率向上、地域社会の経済発展、環境）
- ・ 活動予算は 30,000 ドル以上。これ以下の小規模なプロジェクトは使用できません。
- ・ 長期的に持続可能で事業完了後も維持管理も含めて成果を持続させる計画であること。
- ・ 地域社会の人々が特定した重要なニーズに応え、地域社会が独自に自力で満たして行ける力を向上させること。
- ・ ロータリアンも積極的に参加すること。

## 2. 活動の種類

- ・ 人道的プロジェクト 地域社会のニーズに取り組み持続可能かつ測定可能な成果を得る。
- ・ 職業研修 専門職業人のグループを海外に派遣、指導や研修を行う。
- ・ 奨学金 キャリアを目指す人の大学院留学の費用提供。

## 3. プロジェクトの立案

- ・ 協同提唱者（実施国のクラブと援助国のクラブ）
- ・ プロジェクト委員会を任命（実施国・援助国双方各々 3 名以上、事業の完了まで関われる。人を選ぶ）
- ・ 地域調査（ニーズの調査、長期的な成果の維持のために地元も参加）
- ・ 持続可能な解決策を備える（地域社会のニーズに則し、物資／テクノロジーは現地調達）
- ・ 資金（現地の政府や自治体、病院、企業、団体などにも資金援助を要請）
- ・ 知識（維持管理のための研修・教育・啓蒙活動を盛り込む）
- ・ モニタリングと評価（明確な目標を持ち、適切な基準データを集め、成果を測るための評価基準と情報収集の方法を決める）

## 4. 財務管理

- ・ 資金調達（DDFに加えて、DDFの80%がWF（国際財団活動資金）から上乘せ補助されます。クラブの現金拠出に対するWFの上乘せはありませんのでご注意ください。ロータリアン以外からの寄付金もOK）
- ・ クラブからの拠出金は、財団本部の事務処理のための経費として5%が加算されます。
- ・ 当地区では、援助国として2620地区で参加するクラブには総計として1,000ドル以上の現金拠出をお願いしております。ダイナースロータリーカードをお持ちのクラブはマイロータリーより送金できますのでご活用ください。
- ・ 書類の保管（補助金の終了後5年間）

## 5. 申請

計画立案の段階で必ず地区財団委員会または地区奉仕活動委員会の担当委員までご相談ください。当地区では、ロータリー財団本部への申請（グローバル補助金番号取得）に先立ち、地区ガバナーおよび地区財団委員長宛てに事業申請とその承認を必要としています。

事業申請には、事業名、重点分野、事業概要、実地国および地区・予算と資金調達等を記載ください。形式は問いません。限られたDDFを円滑に使用するためです。ご理解をおねがいします。財団本部への申請と要件充足のためのステップは全てオンライン（マイロータリー補助金センター）で行います。各ステップに双方の地区財団委員長と地区ガバナーが承認して提出、審査の運びとなりますので、地区財団事務局との連携をお願いいたします。





## ロータリー財団 グローバル補助金 授与と受諾の条件

グローバル補助金は、ロータリーの重点分野(「平和構築と紛争予防」「疾病予防と治療」「水と衛生」「母子の健康」「基本的教育と識字率向上」「地域社会の経済発展」「環境」)において持続可能、測定可能な成果をもたらす大規模な国際的活動に資金を提供する。グローバル補助金は、人道的奉仕活動、大学院レベルの奨学金、職業研修チーム(専門職業に関する研修を提供するチームや研修を受けるチームを海外に派遣)に活用できる。

ロータリー財団は、内容をより明確にし、方針の変更を反映させるために、この授与と受諾の条件をいつでも修正することができる。2025年2月の変更には以下が含まれる:

- 受領資格のある活動は、RI 理事会が積極的に拡大を目指しているロータリーのない国を除き、プロジェクト実施地のロータリークラブまたはローターアクトクラブ、または地区によって開始される必要があることを明確にする(セクション1「受領資格のある活動」を参照)。
- 提唱者はグローバル補助金につき、一つの冠名基金または冠名指定寄付のみを利用できることを明確にする(セクション6「補助金の資金源」を参照)。
- 補助金の銀行口座の要件を明確にする(セクション7「支払い」を参照)。
- 財団への補助金資金の返還に関する情報を追加する(セクション8「報告要件」を参照)。

このほかの最新情報や資料([地区補助金の授与と受諾の方針](#)を含む)は、[rotary.org/ja/grants](https://rotary.org/ja/grants)を参照のこと。または、[補助金担当職員](#)に質問する。

### 1. 受領資格のある活動

グローバル補助金の受領資格がある活動:

- ロータリー財団の使命に沿っていること。
- ロータリーの[重点分野](#)の一つ以上に関連していること。これらの活動には、人道的プロジェクト、1~4学年のフルタイムの大学院レベルでの教科履修または研究のための留学用奨学金、専門的な研修を提供したり受けたりすることで地域社会のニーズに取り組む職業研修チームが含まれる。
- 地域社会調査の結果に基づいており、実施地の地域社会と協力して立案されたものであること。
- [持続可能](#)であること。補助金を使い尽くされた後も、実施地の地域社会が引き続きニーズに取り組んでいけるようにする必要がある。
- 測定可能であること。提唱者は、「[グローバル補助金:モニタリングと評価の計画について](#)」から評価基準を選ばなければならない。また、独自の評価基準を追加できる。
- ロータリー会員が積極的に参加すること。
- ロータリーのクラブが存在する国や地域にある地域社会を支援するものであること(H項にある例外を参照のこと)

- )。
- H. 活動が実施される国の一つのクラブまたは地区(実施国側代表提唱者)と、実施国以外の一つのクラブまたは地区(援助国側代表提唱者)により開始され、提唱されること。ただし、ロータリーのクラブが存在しないが RI 理事会が積極的に拡大を検討している国での活動については、例外を適用できる場合がある。
  - I. 米国および補助金から資金提供される活動が実施される国の法律を遵守し、害を与えないこと([米国財務省外国資産管理局](#)[OFAC]による制裁対象国での活動の提唱や旅行を計画しているプロジェクトは、追加情報の提供が求められる場合がある)。
  - J. 参加する未成年の安全と健康を守り、国際ロータリーの[青少年保護方針](#)を遵守すること。
  - K. 実施に先立ってロータリー財団により審査され、承認されていること。
  - L. 活動実施地の伝統と文化に配慮する姿勢を示すこと。
  - M. [ロータリー財団章典](#)の第 30.040 節「プログラム参加者の利害の対立に関する方針」、およびセクション 10「補助金における利害の対立に関する方針」に概説されている方針を遵守すること。
  - N. [ロータリー章典](#)の第 34.040.6 項ならびに 34.040.11 項に記載される通り、ロータリーという名称、その他のロータリー標章、徽章およびグラフィックの使用に関するロータリーの方針を遵守すること。
  - O. [ロータリー財団章典](#)の第 40.010.2 項に基づき、またロータリーの[ブランドリソースセンター](#)にあるロータリーブランドのガイドラインに従い、補助金提唱者とロータリー財団を明確に示す[標識・表示](#)をプロジェクト実施地、またはその近接位置に表示すること。
  - P. [ロータリー章典](#)の第 26.080 節に記述された、プライバシーに関するロータリーの声明に従うこと。
  - Q. 次のインフラストラクチャーの建設を含めることができる: トイレ棟および衛生システム、連絡道路、ダム、橋、倉庫、フェンスとセキュリティシステム、水・灌漑システム、温室。地下水を利用するプロジェクトの場合、水文地質学的調査を実施する必要がある。調査の費用は、補助金予算で賄うことができる。
  - R. 人道的プロジェクトの一環として、現地で研修を提供したり、プロジェクトを実施したりする 2 名までの海外旅費を含めることができる。ただし、それらを行うスキルを有する人を現地ではすぐに準備できないことを実施国側提唱者が確認した場合に限る。
  - S. 地雷の存在を認識させるためのキャンペーンや、地雷を警告する標識の設置も含めることができる。

## 2. 受領資格のない活動および支出

グローバル補助金を受領する活動では、以下を行ってはならない:

- A. 特定のグループ(種類を問わない)を差別するもの。
- B. 特定の政治的あるいは宗教的観点を推進する。
- C. 完全に宗教を目的とした催し物を行う。
- D. 特定の人物、団体、地域社会に対する継続的または過度の支援を行うこと。
- E. 財団、恒久的信託、利子の発生する長期口座を開設すること(ただし、セクション 10 に記載された要件に提唱者が従うならば、補助金資金を小口融資ファンドの設立のために使用できる)。
- F. ロータリー財団または国際ロータリーに、補助金資金を上回る財務上の責任を生じさせること。
- G. ファンドレイジング(募金)活動
- H. ワクチンの出所となる国ならびにワクチンの受領国のしかるべき政府や規制当局からの事前の承認なく、国境を越

えてワクチンを輸送すること。

- I. 無報酬で働くことを誰かに要求すること(補助金資金を利用する活動は労働者の権利と公正な賃金慣行を守るよう努力すべきである。利益を得る人びとがボランティア活動をする必要がある場合、これらの人びとの明確な同意が必要である)。
- J. 当該国の法的な労働年齢未満の人、または法律で年齢が定められていない場合は 16 歳未満の人による労働を要求すること。

また、グローバル補助金の資金は、以下のために使用できない：

- K. 補助金が承認される前に発生した費用、または進行中もしくは既に完了した活動
- L. ロータリー財団、ポリオプラス、またはほかの財団補助金への寄付
- M. 土地や建物の購入
- N. 武器または弾薬
- O. 軍事援助
- P. 地区大会、国際大会、研究会、創立記念式典、娯楽イベント、プロジェクトでの式典などのロータリー行事に関連する経費
- Q. 広報的な取り組み(活動の完了に不可欠な場合を除く)
- R. 1,000 米ドルを超える、プロジェクトの標識
- S. 他団体の運営費、管理費、間接プログラム経費(協力団体でのプロジェクト管理費を除く)(セクション 3 の項目 J を参照のこと)。
- T. 人物や協力団体への使途無指定の現金寄付。
- U. 新型コロナウイルスのワクチン
- V. ポリオワクチンのみを投与する予防接種
- W. 全国予防接種日(NID)に参加するための旅費
- X. 妊娠中絶、または性決定のみを目的とする施術
- Y. ロータリー平和センター提携大学において、ロータリー平和フェローが専攻するのと同じ、または類似した専修プログラムで学ぶための留学
- Z. [ロータリー青少年交換](#)、[RYLA](#)、[ロータリー友情交換](#)、ローターアクト、[インターアクト](#)プログラム。
- AA. 18 歳未満の人の海外渡航費(保護者同伴の場合を除く)
- BB. 人が居住、仕事、または収入を生む活動に従事する建造物の建築、またはそのような建造物の増築。例えば、建物(学校、住宅、低廉シェルター、または病院)、コンテナハウス、移動住宅など(プロジェクトの実施にあたってそのような建造物の建設が必要な場合、その建設費用は補助金以外の資金で賄わなければならない)。
- CC. 一部建設済み(外側部分のみ建てられた建造物を含む)であるが入居または運営されたことのない建造物の完成
- DD. 人道的プロジェクトのための協力団体の職員による海外旅行
- EE. ロータリー以外の団体が主体となって実施する活動
- FF. 主に研究・調査またはデータ収集に焦点を当てた人道的プロジェクト

- GG. 経費が旅費のみである人道的プロジェクト
- HH. 大学の学士課程での勉学
- II. オンラインの学業または研究プログラム
- JJ. 一つの補助金の下で行われる、互いに関連していない複数の活動
- KK. ロータリー地区、ロータリークラブ、ローターアクトクラブ、会員が所有者となる物品
- LL. 地雷の探知および除去、または地雷を除去するための機材の購入

### 3. 申請要件

- A. [補助金センター](#)を通じてオンラインで申請する。申請書は、ロータリー年度を通じて随時受理され、利用可能な資金の状況に基づいて承認される。
- B. 実施国と援助国の代表提唱者は、それぞれ、3名のロータリー会員から成る補助金委員会を設置する必要がある。この委員会の委員は、代表提唱クラブの会員(クラブ提唱の場合)または代表提唱地区の会員(地区提唱の場合)とする。RI財務代行者、国の会計担当者、補助金と関連のある協力団体や受益団体の理事会メンバーと有給職員は、この委員会の委員を務めることはできない。
- C. 補助金活動にかかわる代表提唱地区は、[参加資格認定](#)を受けていなければならない。
- D. クラブが提唱者となって補助金を申請する場合、代表提唱クラブが参加資格認定を受けていることを地区ロータリー財団委員長が確認する必要がある。
- E. グローバル補助金を申請するローターアクトクラブは、過去にグローバル補助金活動でロータリークラブまたは地区と協力した経験がある必要がある。地区は、補助金へのローターアクトの過去の参加について確認する責任がある。一方の補助金提唱者がローターアクトクラブである場合、もう一方の提唱者はロータリークラブまたは地区である必要がある。
- F. 補助金の全関係者は、国際ロータリーとロータリー財団に対する義務を果たしていること。
- G. すべてのプロジェクトの名称が、ロゴ、徽章、グラフィックの使用に関するロータリーの方針に準拠していることを確認する(セクション1「受領資格のある活動」を参照)。
- H. 代表提唱クラブまたは地区が一度に有することのできる未終了の補助金は、10口までとする。
- I. 臨時費の計画を立てる。提唱クラブまたは地区は、物価上昇や為替変動に対応するため、全予算額の10%までを臨時費に配分することができる。
- J. 管理運営費を含める。予算の10%までを、プロジェクト管理費(協力団体において、そのプロジェクトのマネージャー費用、諸経費、運営管理諸経費が発生する場合はそれも含む)に充てることができる。
- K. 成果を測定する。予算の10%までを、成果を測定するための経費に充てることができる。
- L. 会員以外で、奨学金、職業研修チームへの参加、人道的プロジェクトの実施のための旅行を目的として補助金を受領する人には、以下が求められる。
  - 1. 出発前にオリエンテーションに参加する(オンラインのオリエンテーション、または会場に集まって参加するオリエンテーションのいずれか)。
  - 2. 提唱者に要請された場合には、クラブや地区の活動に参加する(クラブや地区の会合における講演・プレゼンテーション、奉仕プロジェクトへの参加など)。
- M. 奨学生と職業研修チームメンバーは、補助金全体の申請の補足資料として個人の参加申請書を提出する。奨学生

ならびに職業研修チームの申請者が、経費の利用または旅行の手配の前に、財団による申請書の承認が必要であることを理解していることを確認すべきである。

N. 奨学金の候補者に関する指針:

1. 補助金の申請時に、フルタイムかつ対面での大学院課程への大学からの入学許可状、または対面での大学院レベルの研究を行うための招請状を提出しなければならない。学費支援の保証を必要とする条件付きの入学許可状も認められる。
2. 申請者は、自国外で学業を行わなければならない。オンラインでの学業は受領資格を満たさない。
3. 8月、9月、10月のいずれかの月に留学を開始する申請者は、6月30日までに申請する必要がある。
4. 奨学生の学業期間は、留学中のどの時点に開始しても構わないが、資金が提供される期間は1学業年以上となる。

O. 職業研修チームに関する指針:

1. 職業研修チームは、ロータリー会員である1名のチームリーダーを含め、少なくとも3名のボランティアから成る。各メンバーは、重点分野において各自少なくとも2年の職務経験を有し、チームリーダーはロータリーに関する一般知識と国際経験、指導力、重点分野における専門知識を備えている必要がある。会員以外の方がチームリーダーを務めることもできるが、その場合、提唱者が補助金申請書にその必要性を明確に示さなければならない。
2. ロータリー会員とその家族が職業研修チームに参加する場合は、そのチームが研修を(受けるのではなく)提供する側であり、家族が資格要件を満たしていなければならない。
3. 1口の補助金で複数のチームが旅行をする場合、これらのチームは、代表提唱者2者が同じであり、チームの旅行開始日から1年以内に次のチームの旅行が開始される必要がある。
4. すべてのチームメンバーが、旅行の前にロータリー財団から承認を得ている必要がある。チーム構成の変更はすべて、ロータリー財団に報告し、その承認を得る必要がある。

P. 奨学生、職業研修チーム、ボランティアによる旅行を含む申請は、旅行開始の90日前までに提出しなければならない。

Q. 申請書の作成開始後12カ月以内に申請書が提出されなかった場合、この申請は取り消しとなる。

R. 提出後6カ月以内に申請書が完全なものとならず、承認されなかった場合、この申請は取り消しとなる。

S. グローバル補助金の申請書を対象とした審査:

1. 50,000米ドルまでの国際財団活動資金(WF)を要請するグローバル補助金申請(いわゆるレベル1の申請書)は事務総長が審査し、必要であれば当てはまる重点分野の専門家が分析する。
2. 国際財団活動資金(WF)から50,001~200,000米ドルの配分を求めるグローバル補助金申請、あるいは冠名指定寄付または冠名基金からプログラム授与金として使用可能な額を活用した申請の調達資金合計が100,001~400,000米ドルである場合(いわゆるレベル2の申請書)は、事務総長が審査し、重点分野の専門家が分析し、[ロータリー財団専門家グループ\(Cadre\)](#)によるプロジェクトの中間視察を受ける。
3. 国際財団活動資金(WF)から200,001~400,000米ドルの配分を求めるグローバル補助金申請、あるいは冠名指定寄付または冠名基金からプログラム授与金として使用可能な額を活用した申請の調達資金合計が400,001米ドル以上である場合(いわゆるレベル3の申請書)は、事務総長と管理委員会が審査し、重点分野の専門家が分析し、専門家グループ(Cadre)によるプロジェクトの事前視察、監査および/または中間視察を受ける。管理委員会は、以下の通り、グローバル補助金の申請書を審査する:

申請書の受理	管理委員会による審査
3月1日まで .....	6月
6月1日まで .....	9月/10月
10月1日まで .....	1月
12月1日まで .....	4月

4. 重点分野の専門家は、専門家グループ(Cadre)委員長と協力して、要件を免除したり、追加したりできる。
5. 職業研修チーム(VTT)または奨学金のみから成る補助金プロジェクトは、専門家グループ(Cadre)による審査の要件を免除される。

#### 4. 協力団体

- A. 協力団体とは、専門知識、インフラストラクチャー、アドボカシー活動、研修、教育、その他の補助金を受領する活動への支援を提供する、ロータリー以外の定評ある組織または教育機関である。奨学生が通う大学は、協力団体とはみなされない。
- B. 協力団体は、財団の報告と監査の全要件を遵守し、必要な領収書や購入証明書を提出する必要がある。
- C. 提唱者は、補助金申請書とともに、援助国・実施国双方の代表提唱者と協力団体の署名の入った「[覚書\(MOU\)](#)」を提出する必要がある。申請書には以下を含めるべきである。
  1. ロータリー会員が補助金プロジェクトを開始し、指揮し、管理することの、援助国・実施国双方の代表提唱者による確認。
  2. 協力団体が信頼と定評のある団体であり、適用される全法律に従っていることを確認する、代表提唱者による承認。
  3. 各関係者の責務を明確かつ詳細に記述した補助金の実施計画。
  4. 補助金に関連する活動についてロータリー財団による財務調査に協力することへの、協力団体による同意。

#### 5. 旅行方針

- A. 補助金資金が支払われる旅行者は全員、各自で旅行の手配を行うべきである。[国際ロータリー・トラベルサービス\(RITS®\)](#)からサポートを受けることができる。
- B. グローバル補助金により、海外渡航に関連する以下の予算経費を賄うことができる。
  1. エコノミークラスの航空券
  2. 空港までの往復交通費および補助金実施に関連する現地での交通費
  3. 予防接種とビザの費用、入国税・出国税
  4. 通常の妥当な荷物預け料金
  5. 旅行保険
- C. グローバル補助金は、以下の経費を賄わない：
  1. 事前に承認された旅行の前後に、任意で途中降機した場合の関連経費
  2. 任意の途中降機を含め、個人の旅行の手配の変更により生じた違約金や手数料

3. 荷物の超過料金、または旅行者の荷物やその他の個人的持ち物の輸送料
  4. 中止となった、または参加者が出席できなかった対面式の行事・会議の関連経費の払い戻し
  5. 強制隔離の関連経費
- D. 補助金の提唱者は、補助金の資金を使って旅行する全受領者の緊急連絡先と旅程表を保管する必要がある。また、要請に応じて財団にこの情報を提出するための準備をしておく。
- E. 旅行者は、以下の責任を有する。
1. 旅費の増加を避けるため、旅行手配を迅速に行う。遅延によって補助金が取り消しとなる可能性がある。
  2. 承認された旅費を超える費用を自己負担する(ただし、変更について財団から承認を得た場合を除く)。
  3. 海外旅行のための健康条件を満たす
  4. 国際ロータリーによる特定国の旅行制限を遵守する(以下 G を参照)
  5. 旅行保険に加入する。
  6. 個人的な旅行はすべて自ら手配し、自己負担する。補助金受領者は、補助金活動後に最長 4 週間まで個人的な旅行をすることができるが、その後は帰国することが求められている。
  7. 必要な旅行書類を取得すること、かつ入国に関する新型コロナウイルスの全要件およびその他の規制を遵守することを確認するために、[IATA トラベルセンター](#)からの情報を確認する。
- F. 医療従事者が補助金資金による活動の一環として医療サービスを提供する場合、補償限度額が最低 500,000 米ドルの職業賠償責任保険(別称、過失脱漏保険または E&O 保険)に加入するよう期待されている。このような保険に加入し、保険料を支払うのは参加者本人である。
- G. 国際ロータリーは、[旅行禁止国リスト](#)を作成するため、グローバルな安全コンサルタント会社と契約している。安全面の懸念から、財団はこれらの国への旅行に資金を提供しない。旅行禁止国リストに追加された国内に、既に財団資金による旅行者がいる場合、即刻避難するための計画が手配される。これらの旅行制限や避難要請に従わなかった場合、財団は補助金を取り消し、既に支払われた資金を財団に返還することを要請する。活動の実施とその成功が旅行禁止国リストに掲載されている国への旅行で左右される場合、その国への旅費が予算に含まれていなくても、ロータリー財団はこのようなプロジェクトに補助金を提供することはできない。

## 6. 補助金の資金源

- A. グローバル補助金の最低予算は 30,000 米ドルであり、国際財団活動資金(WF)の最高授与額は 400,000 米ドルである。
- B. 補助金提唱者は、地区財団活動資金(DDF)、現金、冠名指定寄付と恒久基金からプログラム授与金として使用可能な額を組み合わせることでグローバル補助金に充てることができる。
- C. 財団は、すべての DDF 寄贈に対し、その 80%相当分の WF を上乗せする。
- D. WF の授与額に下限はない。
- E. 提唱者はまた、WF からの上乗せなく、現金、DDF、および冠名指定寄付と冠名基金からプログラム授与金として使用可能な額の組み合わせを使用することで、グローバル補助金の最低予算 30,000 米ドルを調達する選択肢もある。
- F. ロータリー会員および会員以外の方は、グローバル補助金に現金を拠出できるが、それに対する財団からの上乗せはない。

- G. 拠出金は、協力団体、プロジェクトの業者、もしくはその補助金の受益者から寄せられたものであってはならない。
- H. ロータリー財団に直接送金される現金拠出には、それがロータリー会員からであっても、会員以外からであっても、管理運営費に充てるための5%の上乗せを含める必要がある。
- I. 資金は、決して補助金を受領する活動から利益を受ける人から徴収すべきではない。
- J. 人道的プロジェクトのためのグローバル補助金の場合、寄付の少なくとも15%が、プロジェクト実施国以外から寄せられたものである必要がある。これらのプロジェクトの実施地側提唱者も、補助金への資金供給に寄与することが奨励される。
- K. 提唱者はグローバル補助金につき、一つの冠名基金または冠名指定寄付のみを利用できる。
- L. 年次基金への現金寄付を、グローバル補助金に適用することはできない。
- M. 補助金のための拠出金は、承認された後で変更することはできない。
- N. ポール・ハリス・フェローの認証は、ロータリー財団に送られた提唱者拠出金のみに与えられるものであり、プロジェクトに直接送られた寄付には与えられない。
- O. 補助金が承認される前に財団に寄付を送金すべきではない。申請書が承認されなかった場合、それらの寄付は年次基金(シェア)に回されることになる。寄付が年次基金に回された後には、これを再配分することはできない。
- P. グローバル補助金への拠出金/寄付はすべて、取消しのできないロータリー財団への寄付とみなされ、返金されない。
- Q. ロータリーの奨学金以外から資金を得ている奨学生は、その資金を使用することができるが、補助金の最低予算30,000米ドルの要件を満たすために、その資金を含めることはできない。
- R. ロータリー財団は、米国内で就学するためのグローバル補助金奨学金(授業料、書籍代、必要備品代、手数料を除く部分)に源泉徴収税を適用することが義務付けられている(日本、カナダ、ドイツからの留学生で、協力財団を通じて資金が提供される場合は、この法規は適用されない)。源泉徴収分は、奨学金の支払から差し引かれる。

## 7. 支払い

- A. 補助金提唱者が[補助金センター](#)に銀行口座の情報を入力し、提唱者拠出金がロータリー財団に送られ、支払の全条件が満たされるまでは、補助金資金は支給されない。
- B. 補助金資金は[補助金センター](#)に記入された口座に支払われる。
- C. 地区提唱の活動のための補助金資金は、地区または地区財団の銀行口座のみに支払われる。クラブ提唱の活動のための補助金資金は、クラブまたはクラブ財団の銀行口座のみに支払われる。
- D. 補助金提唱者は、財団の補助金の受領と支払いに使用する専用の口座を維持する必要がある。口座名義には、資金を受領する提唱クラブ名または地区番号が含まれているべきである。可能であれば、補助金ごとに個別の口座を開設すべきである。それが不可能で、複数の補助金用に一つの口座を利用する場合、提唱者は各補助金の財務会計および報告について、それぞれ別個の記録を維持しなければならない。
- E. 補助金資金は、経費またはサービスが発生する前に、業者、協力団体や受益団体に支払われることはない。
- F. 経費の支払いを受ける団体は、この支払いを受ける前に、ロータリーの補助金提唱者に、請求書または領収書の原本のコピーを提供する必要がある。
- G. 署名の権限がある口座の署名人は、提唱クラブまたは提唱地区の会員である必要がある。
- H. 補助金は、補助金支払い時の国際ロータリー為替レートに従って支給される。



- I. WF からの上乗せが 50,001 ドル～400,000 米ドルの補助金、あるいは冠名指定寄付または冠名基金からプログラム授与金として使用可能な額が含まれる資金総額が 100,001 米ドル以上の補助金(レベル 2 および 3)は、使用計画に沿って分割で支払われる。2 回目以降の支払いは、補助金提唱者が提出した中間報告書が不備なく受理され、財団専門家チームによる中間現地視察が終了した後に支払われる。
- H. 補助金に関連したすべての資金のやりとりは、その時点の国際ロータリー為替レートを使用して記録する。また、補助金に関連したすべての資金のやりとりの公式な連絡は、米ドルを用いて行う。
- I. 財団に送金される現金拠出について、補助金承認時から為替レートが 10% を超えて変動した場合、提唱者は 10% を超える差額を拠出する必要はない。
- J. ロータリー財団は補助金承認時に 10% を超える為替差益を補助金提唱者に配分しない。
- K. 財団に送金されたグローバル補助金への現金拠出はすべて、手続きや管理運営のコストに充てるため、5% を上乗せして送金する必要がある。ポール・ハリス・フェローの認証ポイントはこの 5% を含む全拠出額に対して適用され、税制上の優遇措置を受けるための領収証にもこの 5% を含む全額が記載される。プロジェクト専用の銀行口座に直接送金する現金には 5% を上乗せする必要はないが、その場合はポール・ハリス・フェローの認証ポイントの対象とならず、税制上の優遇措置のための領収証は財団から発行されない。
- L. ロータリー財団に寄せられたすべての寄付のうち、補助金のために誓約された額を超える分、または補助金の支払い後に補助金に送金された分は、WF に追加される。
- M. 申請書の承認後 6 カ月以内に支払い要件が満たされなかった場合、補助金は取り消しとなる(セクション 9「取り消された補助金」を参照)。

## 8. 報告要件

- A. 補助金の受領者は、補助金の使途について財団に報告する。
- B. 中間報告書と最終報告書は、[補助金センター](#)を通じて提出し、不備のない報告書のみ受理される。
- C. 実施国側と援助国側の双方の提唱者が、グローバル補助金の報告書を記入、承認、提出することが義務づけられている。
- D. 補助金が承認された後に追加するすべての活動は、資金を使用する前に財団からの承認を受ける必要がある。提唱クラブ/地区は、これらの支出についても、それを報告し、全額使用しなかった場合は、財団に返金する必要がある。詳細は「[補助金未使用分の財団への返還について](#)」を参照のこと。
- E. 財団は、期日を過ぎて未提出の財団補助金の報告書がある提唱者からの新規の補助金申請書を承認しない。
- F. 財団は、いつでも補助金を審査し、監査を実施し、監視要員を派遣し、追加書類の提出を要求し、または、支払いを(一部または全額)保留することができる。
- G. 地区は、資格条件に従い、補助金資金の使途について地区内クラブに報告する必要がある。
- H. 補助金の提唱者は、資格条件および適用される法律に従い、少なくとも 5 年間、補助金の使途に関連する全領収書のコピーと銀行取引明細書を保管する必要がある。
- I. 補助金を受領する活動の実施と資金使用に関する財団の方針と指針を遵守しなかった補助金提唱者は、補助金の全額を返還する必要があり、最高 5 年間、将来の補助金の受領を禁じられる可能性がある。
- J. 最初の補助金支払いから 12 カ月以内に最初の中間報告書を提出する必要があり、その後の中間報告書は、前回報告書の受理日から 12 カ月が期限となる。
- K. 最終報告書は、活動の完了後 2 カ月以内に提出する必要がある。

- L. 支払い後 12 カ月以内に補助金を受領した活動が実施されなかった場合、補助金は取り消しとなり、提唱者は資金を返還するよう義務づけられる。
- M. すべての補助金活動が完了した後に 1,000 米ドルを超える補助金資金が残った場合、追加の関連経費の利用を財団が承認する必要がある。承認された通りにこれらの資金を使用できない場合、資金をロータリー財団に返還する必要がある、その資金は下記の通りに充当される。
1. 補助金全額が返還された場合、国際財団活動資金(WF)、DDF、冠名指定寄付と冠名基金からプログラム授与金として使用可能な額、企業の社会的責任(CSR)の資金は、それぞれ元の資金源に返還される。現金寄付とロータリー財団の使途推奨冠名基金の寄付は、年次基金(シェア)に充当される。ロータリー以外からの現金寄付は、WF へ充当される。
  2. 補助金の一部が返還された場合、そのすべてが WF へ充当される。
- N. 補助金を受領した活動が完了した後に 1,000 米ドル以下の補助金資金が残った場合、グローバル補助金の使用が認められている活動にその資金を利用でき、財団からの事前の承認は必要ない。いかなる金額であれ、グローバル補助金と関係のない経費に未使用の補助金資金を使用することはできない。
- O. 1,000 米ドル以下の補助金資金が財団に返還された場合、その資金は国際財団活動資金(WF)に充当される。
- P. 以下の国は、返還資金について独自に以下を義務づけている：
1. アルゼンチン:10 アルゼンチンペソを超える未使用の補助金資金は返還する必要がある。
  2. ブラジル:100 ブラジルリアルを超える未使用の補助金資金は返還する必要がある。
  3. インド:未使用の補助金資金はすべて返還する必要がある。
- Q. 下記の詳細を含んだものが、不備のない報告書として受理される。
1. 活動は、選択した重点分野の目標をいかに推進したか。
  2. 活動が、申請書に記載された個々の目標をいかに達成したか、成果の測定に使用した評価基準や収集したデータを含む。
  3. 成果が長期にわたっていかに持続されるか。
  4. 実施国、援助国双方の提唱者、および補助金に関与した協力団体がどのように活動に参加したか。
  5. 費用の詳細な内訳と銀行口座の明細書。さらに、財団は領収書を提出するよう提唱者に要請する場合がある。奨学生と職業研修チームは、75 米ドル以上の経費について、提唱者に領収書を提出する必要がある。アルゼンチンとブラジルのクラブまたは地区に支払われた補助金については、報告とともに、すべての経費について領収書を提出する必要がある。
- R. ブラジルのクラブまたは地区に支払われた補助金については、最終報告書とともに寄付証明書を提出する必要がある。
- S. すべての報告要件が満たされた場合、財団は補助金を終了する。

## 9. 取り消された補助金

- A. 補助金が承認されていない場合、その補助金のために受理された現金寄付とロータリー財団の使途推奨冠名基金の寄付は、年次基金(シェア)に充当される。ロータリー以外からの現金寄付は、WF へ充当される。
- B. 補助金が承認されたが、支払いがまだ行われていない場合、国際財団活動資金(WF)、DDF、冠名指定寄付と冠名基金からプログラム授与金として使用可能な額、企業の社会的責任(CSR)の資金は、それぞれ元の資金源に返還される。現金寄付とロータリー財団の使途推奨冠名基金の寄付は、年次基金(シェア)に充当される。ロータリー

ー以外からの現金寄付は、WF へ充当される。

- C. 補助金が全額支払われたが、全資金が返還された場合、国際財団活動資金(WF)、DDF、冠名指定寄付と冠名基金からプログラム授与金として使用可能な額、冠名指定寄付、企業の社会的責任(CSR)の資金は、それぞれの資金源に返還される。現金寄付とロータリー財団の用途推奨冠名基金の寄付は、年次基金(シェア)に充当される。ロータリー以外からの現金寄付は、WF へ充当される。
- D. 補助金が全額支払われたが、資金の一部が返還された場合、それらの資金はすべて WF へ充当される。
- E. 補助金資金から生じた利子は財団に送金する必要がある。

## 10. 補助金における利害の対立に関する方針

- A. ロータリー財団の補助金の高潔性を保証するため、関与するすべての人は、実際の利害対立、および対立があると認識される状況を避けることが義務付けられている。
- B. 利害の対立は、ある補助金に対し、決定を下す、または決定に影響を与える立場にある人物が、補助金によって、本人、その家族、そのビジネスパートナー、またはそれらの人物が有償・無償を問わず、役員や指導的立場を担っている組織が、恩恵を得る可能性のある場合に生じる。
- C. 実際の利害対立、または対立があると認識される状況はすべて、申請手続きにおいてロータリーの補助金担当職員に開示する必要がある。利害の対立が存在するかどうか確信がもてない場合は、開示すべきである。
- D. ロータリー会員は、自身が利害の対立を有するいかなるグローバル補助金においても、補助金委員会のメンバーとなることはできない。
- E. グローバル補助金の資金調達は、その補助金と関連する利害の対立を有する寄付者(人びとまたは組織)からの寄付(冠名指定寄付、CSR 寄付、等)によって行ってはならない。
- F. 個々のケースにおいて利害の対立が存在するかどうかは、ロータリーの補助金担当職員または管理委員会が決定する。補助金において利害の対立が存在する、または存在したと結論が下された場合、補助金担当職員は、補助金プロセスの高潔性を守るため、適切な措置を管理委員会に推奨する。このような措置には、当該会員の補助金委員会からの除外、補助金申請の却下、承認された補助金の取り消し、または特定の会員、クラブ、地区、または協力団体によるロータリー補助金参加の一時停止などが含まれる。
- G. 財団補助金の受領者または受益者となることができない人には、以下が含まれる。
  - 1. 現ロータリアン
  - 2. クラブ、地区、その他のロータリー組織([ロータリー章典](#) 1.040 節に規定されている通り)、国際ロータリーの職員
  - 3. これらのすべての人の配偶者・直系卑属(血縁、養子縁組、再婚による子または孫)・直系卑属の配偶者・直系尊属(血縁による親または祖父母)、ロータリー財団または国際ロータリーと提携する機関・組織・団体の職員
  - 4. 元ロータリアンおよび上記の元ロータリアンと親族関係にある人(本人または親族の退会から 3 年間適用)
- H. 補助金資金を受ける活動を担当するクラブまたは地区の選考委員会の委員であるロータリー会員は、ロータリー補助金の影響を受ける可能性のある個人または団体との個人的、家族上、事業上の関係について、完全に透明性を保つ必要がある。これには、奨学金候補者、協力団体、業者、その他補助金によって利益を得る人びとまたは団体(ただし、これらに限られない)との関係が含まれる。委員は、実際の利害対立または対立があると認識される場合、選考が始まる前に委員長に知らせる必要がある、また、補助金申請時にも開示する必要がある。
- I. ロータリー地区、クラブ、会員が、補助金資金を受ける活動と関連して、ロータリー組織から同業者への支払いが行われるような業務取引を行う場合、妥当な費用で最良のサービスを確保するため、その取引を行う前に、公正、

透明、かつ完全な見積もり要請と入札手続を行う必要がある。資金が、会員、会員が所有または経営する物資やサービスの提供者、名誉会員、または財団補助金の受領資格がない上記に記載された人びとに支払われるような業務をロータリー組織が行おうとする場合に、利害の対立の可能性が生じる。

- J. 協力する非政府組織、商品または業務の提供者、保険会社、運送会社、教育機関を含む業者または支払先と利害関係がないことを確認するために、すべての補助金取引を見直す必要がある。利害対立のある業者であっても、公正な市場価格で最高の製品または業務を提供し、そのことが見積書や公正、透明、徹底した入札手続を経ているオファーによって証明される場合には、その業者を利用することができる。
- K. 利害の対立に関するロータリーの方針に関する詳細は、[ロータリー財団章典](#)の第 30.040 節を参照のこと。

## 11. 小口融資(マイクロクレジット)

- A. ロータリー財団は、小規模・中規模の事業、家族事業、地域の起業家を支援するため、小口融資(マイクロクレジット)の利用に取り組んでいる。
- B. グローバル補助金を申請するクラブと地区は、持続可能な発展のためのプロジェクトを実施する方法として、融資プログラムを運営する、登記され、少なくとも 3 年間運営されている小口融資機関(MFI)と協力する必要がある。
- C. 小口融資の活動の監督と管理は、提唱クラブまたは提唱地区によって行われる必要がある。
- D. 小口融資プロジェクトは、ロータリーのプロジェクトであることが明確に識別できるものである必要がある。
- E. 小口融資に充てる融資元金は、少なくとも 18 カ月間に少なくとも 2 回融資する必要がある(理想的な融資サイクルは 12 カ月)。
- F. 財団は、融資元金予算の総額が少なくとも 2 回融資および回収され、その他のプロジェクト活動がすべて完了した時点で、小口融資の補助金プロジェクトが完了したとみなす。
- G. 融資を受けた人に課せられる年利は、(a)実施国の全国平均より 10 ポイント低い数値、または(b)年利 36%、のいずれか低いほうでなければならない。
- H. ロータリー財団補助金資金からの小口融資の元金から発生した利子と手数料収入は、プロジェクトを直接支援するための管理運営費として使用できる。残金は、融資元金に追加すべきである。回収した利子と手数料は、本補助金プロジェクトに含まれない小口融資機関の管理運営費として使用することはできない。
- I. 補助金資金は、小口融資機関の会計システムにおいて別個に記録される必要がある。
- J. 財団資金による小口融資プログラムは、融資元金の管理にとどまらず、受益者の研修を含める必要がある。
- K. 小口融資プロジェクトを支援するためにグローバル補助金を利用しようとするクラブと地区は、補助金の申請書に添えて、[グローバル補助金 小口融資プロジェクトに関する補足書式](#)を提出する必要がある。
- L. すべての小口融資プロジェクトは、ロータリー財団専門家グループ(Cadre)のメンバーによる中間視察を受ける。
- M. 補助金の提唱者は、各グローバル補助金報告書とともに[グローバル補助金 小口融資プロジェクト報告書の補足書式](#)を提出する必要がある。
- N. 補助金の最終報告書には、基準データ、プロジェクト終了時のデータ、出口計画の説明を含める必要がある。
- O. 小口融資プロジェクトが早期に終了した場合、提唱者は、補助金資金を財団に返還する必要がある。
- P. 財団が補助金を終了する際に、小口融資機関が当該地域社会での小口融資のために資金を使用していない場合、その小口融資機関は融資元金と未使用の利子をロータリー財団に返還する必要がある。
- Q. ロータリー財団は、融資保証システムのための資金を提供しない(つまり、小口融資機関がほかのファンドから行う融資の担保として財団の資金を使用することはできない)。

## 12. インドに関する特記事項

- A. 他のすべての授与と受諾の条件に加え、インドの法律と FCRA を遵守するため、インド国内のクラブと地区に支払われる全額または一部の補助金は、以下の支払いと報告の手続きに従う必要がある。
- B. FCRA に関する一般的な情報は、[fcraonline.nic.in](http://fcraonline.nic.in) を参照のこと。FCRA の登録を受けたクラブまたは地区は、FC-4 書式と財務報告書をインド内務省(ニューデリー)に期限通りに提出する責務を負うものとする。
- C. すべての補助金の支払いは、インドルピーの資金を受領するために特別に開設された銀行口座またはクラブが管理する FCRA 口座に送金される。以下に記載された一般的な支払い条件をすべて満たすまで、補助金がインド国内の銀行口座に送金されることはない。インド国内からの拠出金から発生した十分な資金があると職員が判断するか、提唱者が銀行口座が FCRA の下に登録されていることを記した書類を提供する必要がある。そのほかの状況において支払いは待機状態となり、(インド国内から)追加の拠出金が寄せられて十分な資金が得られた時点ではじめて、先着順に支払われることになる。補助金の提唱者は、FCRA の下に登録された銀行口座で受け取る資金が地元の資金と混同されないようにする必要がある。補助金資金は、提唱者拠出金の全額がロータリー財団へ送られ、支払いの全条件が満たされるまでは、支給されない。補助金資金は、補助金提唱者が申請書に記入した口座へ支払われる。
- D. 毎年 3 月 31 日までにインドのロータリー財団または国際ロータリー南アジア事務局から支払われた補助金資金に関する中間報告書は、同じ年の 5 月 31 日が提出締切日となる。最終報告書は、プロジェクトの完了から 2 カ月以内が提出期日となる。すべての中間報告書は、セクション 8(報告要件)に挙げられたすべての一般的な報告要件を満たしている必要がある。さらに、補助金提唱者は以下を行う必要がある。
1. 中間報告をオンラインで[補助金センター](#)から提出する。
  2. 中間報告書が提出されたことを南アジア事務局に知らせる。
  3. 補助金資金が使用された場合は使用の証明書ならびに、独立した公認会計士によって証明された領収書または補助金からの支払いの明細書(会計士番号および固有の文書識別番号を明記のこと)をアップロードする。使用の証明書には、補助金資金の支払いを行ったのがインドのロータリー財団、または南アジア事務局)であるかを明記しなければならない。
  4. 銀行明細書または預金通帳をアップロードする(複写の場合は、銀行のマネジャー/公認会計士が証明し署名した正謄本)。
  5. [補助金センター](#)にすべての請求書と領収書をアップロードする。
- E. いかなる理由であれ、補助金の資金が使用されなかった場合には、補助金資金の預金日が記された銀行明細書の原本または預金通帳の原本(複写の場合は、銀行のマネジャー/公認会計士が証明し署名したもの)、ならびに、3 月よりも前に受領されたにもかかわらず補助金を使用されなかった理由を説明した文書。
- F. 最終報告書は、セクション 8(報告要件)に挙げられたすべての一般的な報告要件を満たしている必要がある。さらに、補助金提唱者は以下を行う必要がある。
1. 最終報告をオンラインで[補助金センター](#)から提出する。
  2. 最終報告書が提出されたことを南アジア事務局に知らせる。
  3. 補助金資金が使用された場合は使用の証明書ならびに、独立した公認会計士によって証明された領収書または補助金からの支払いの明細書(会計士番号および固有の文書識別番号を明記のこと)をアップロードする。使用の証明書には、補助金資金の支払いを行ったのがインドのロータリー財団、または南アジア事務局)であるかを明記しなければならない。
  4. 銀行明細書または預金通帳をアップロードする(複写の場合は、銀行のマネジャー/公認会計士が証明し署名

名した正謄本)。

5. 銀行調整の明細書を提出する(複数の補助金の一つの FCRA 口座に振り込まれた場合)。
6. [補助金センター](#)にすべての請求書と領収書をアップロードする。
7. 「原本はすべて 8 年間保管し、インドのロータリー財団または南アジア事務局から要請された場合にはこれを提示する」と書かれた保証文を[補助金センター](#)にアップロードする。
8. 未使用の補助金資金はすべて、資金の支払いを行った組織(インドのロータリー財団または南アジア事務局)に返還する。
9. プロジェクトから利益を得る人びとに関する情報(写真、新聞の切り抜き、感謝状を含む)を保管する(インドのロータリー財団または国際ロータリー南アジア事務局から要請される可能性があるため)。

### 13. フィリピンに関する特記事項

- A. ほかの授与と受諾の条件に加え、フィリピン国内のロータリー地区またはクラブに支払われた補助金は、フィリピンの規制を遵守するためにより多くの実証を必要とする。
- B. フィリピン証券取引委員会は、財団が財務諸表を提出する際に、財団が資金を提供したすべてのプロジェクトについて補足書類を添えることを義務づけている。この要件に関する詳しい情報は、証券規制法 68(Securities Regulation Code 68)に改正通りに記載されている。これを遵守できるよう、補助金提唱者は、その地域を管轄する以下の人物/組織のいずれかが発行する証明書を取得する必要がある:
  1. 市長室、公印が押されていること
  2. 社会福祉・開発局(Department of Social Welfare and Development)長、公印が押されていること
  3. 保健局(Department of Health)長、公印が押されていること
  4. バランガイ議長室、公印が押されていること
  5. 民間機関または実際の受益者の代表者/役員、公証人により署名されたもの
- C. 各プロジェクトについて、証明書の原本 5 通を、下記に送付すること:Phil.Consulting Center Inc., c/o Erika Mae Bautista, 2D Penthouse, Salamin Building, 197 Salcedo Street, Legaspi Village, Makati City 1229, Philippines.
- D. 証明書の見本テンプレートを、[南太平洋・フィリピン事務局](#)を通じて入手することができる。
- E. 7 月から 5 月までに配分される補助金の証明書は、同じ会計年度の 6 月 30 日までに受理されるべきである。6 月に支払われる場合は、7 月 31 日までに受理されるべきである。

# グローバル補助金の申請と実施

グローバル補助金を利用してプロジェクトを実施しようとするクラブは、次の手順を踏まなければなりません。これは、高額な費用（3万ドル以上のプロジェクト）を扱う事、また国際間の活動になることから、手続きが複雑になっています。

なお、援助国側のクラブ（International Partner）の場合、次の2.①及び②の手続きの必要はありません。

1. グローバル補助金を利用する場合、クラブの参加認定書・覚書（MOU：Memorandum of Understanding）を地区財団委員会に提出する必要があります。申請提出時の会長とその次の年度の会長が署名します。署名された会長の年度を超える場合は、その都度、完了（Closed）するまで逐次提出してください。署名は、直筆でお願いします。

2. 覚書に沿って、書類を整える。

①MOU第3項に従い、『ロータリー財団補助金財務管理計画書』を作成。

事項で決めた専用口座の第1名義人および第2名義人の署名・捺印をし、当年度の会長および次年度の会長の署名・捺印が必要。（様式②）の写しを地区に提出してください。

②ロータリー財団補助金専用口座を開設。地区へ報告書の提出。（様式③）

地区補助金とは別にプロジェクトごとに専用口座を作ってください。但し、援助国となる場合には口座開設の必要はありません。資金は全て実施国（Host Partner）の管轄となります。

2名の署名人を決め、補助金財務管理計画書に記載する。補助金を口座から引き出し、送金する場合、『ロータリー財団補助金引き出し伝票』（様式⑤）に必要事項を記載し、2名の署名人の署名・捺印をしなければなりません。署名人の交代に備えて、『銀行口座の管理責任の引き継ぎ確認書』（様式④）を作成する。

③クラブは、プロジェクトを実施するために3人の委員を選任し、その中の一人が代表連絡者（Primary Contact）となり、財団本部（TRF）や相手先のクラブ・地区との連絡を担当します。手続きはネットで行い、英語が中心となりますのでご留意下さい。

④プロジェクトの申請は、地区のグローバル補助金が枯渇するまで随時受け付けます。

⑤プロジェクトは、単年度で行う必要はありません。随時スタートし、必要な期間を要しても問題はありません。但し、TRF から認可され資金交付を受けた時から起算して、1年毎に中間報告が義務付けられています。

**グローバル補助金プロジェクトを計画されようとするクラブは、別途『グローバル補助金ガイド』を用意してありますので、ご利用下さい。**

## 第 2620 地区 グローバル補助金プロジェクト

GG2349429 (20231001-20250930)

プロジェクト名	Zambia Microsurgery Training Center Rotary Project		
内 容	ザンビアに顕微手術研修センターを設立し、専門的な技術と知識を備えた有能な人材を育成し、ザンビアおよび近隣諸国の医療水準の向上と均衡のとれた発展を図る。		
実 施 場 所	Lusaka Zambia		
参加地区・クラブ・資金提供	地区活動資金(DDF)	現金	財 団 上 乗 せ (WF)
実地国側	Lusaka RC	\$ 1,008.00	
援助国側	四日市 RC	\$ 2,500.00	
	四日市北 RC	\$ 2,500.00	
	四日市南 RC	\$ 2,500.00	
	四日市西 RC	\$ 2,500.00	
	四日市西 RC	\$ 2,500.00	
	第 2630 地区	\$ 30,000.00	
	第 2620 地区	\$ 2,000.00	
	第 2760 地区	\$ 2,000.00	
第 2750 地区	\$ 3,000.00		
小計	\$ 37,000.00	\$ 14,000.00	\$ 29,600.00
総事業費	\$ 80,600		

GG2461996 (20240701-20270630)

プロジェクト名	Conflict Resolution : Prevention of sexual violence in Taiwan		
内 容	<p>児童の性暴力を防止するため、学校との協力を通じて、デジタルジェンダー暴力防止・抑制スキルを持つ現場教師をさ育成し、性暴力防止教育を推進するための小学校シード校を 10 校設立します。</p> <p>A.教育教材を開発 B.講師養成ワークショップコースを設計する C.学校のデジタルジェンダー暴力防止・抑制教師向けのエンパワーメントワークショップとトレーニングコースを開催。</p>		
実 施 場 所	Taipei Taiwan		



参加地区・クラブ・資金提供		地区活動資金(DDF)	現金	財団上乗せ(WF)
実地国側	Taipei Fu-Jung RC		\$ 1,000.00	
	Wanchai RC		\$ 1,000.00	
	Taipei Central RC		\$ 2,000.00	
	Taipei Yungfu RC		\$ 5,000.00	
	Taipei Hsin-Yi RC		\$ 5,000.00	
	第 3450 地区	\$ 8,000.00		
	第 3481 地区	\$ 3,782.00		
	第 3610 地区	\$ 12,000.00		
援助国側	富士山吉原 RC		\$ 1,000.00	
	第 2620 地区	\$ 5,000.00		
小計		\$ 28,782.00	\$ 15,000.00	\$ 22,864.00
総事業費		\$ 66,642.00		

GG2464009 (20240915-20241115)

プロジェクト名		Providing portable X-ray machine for Chetrapati free Clinic		
内 容	こポータブルデジタルX線装置を提供することでチエトラパティ無料診療所の技術と設備を強化し、50万人以上の女性、特に妊婦と子供たちが提供されるサービスの恩恵を受けられるようにする。			
実施場所		Kathmandu Bagmati Nepal		
参加地区・クラブ・資金提供		地区活動資金(DDF)	現金	財団上乗せ(WF)
実地国側	New Road City Kathmandu RC		\$ 2,799.30	
	第 3292 地区	\$ 3,000.00		
援助国側	清水北 RC		\$ 2682.50	
	駿河 RC		\$ 333.90	
	第 2620 地区	\$ 19,461.00		
小計		\$ 22,461.00	\$ 3,634.00	\$ 17,968.00
総事業費		\$ 44,063.00		

GG2456987 (20231012-20240630)

プロジェクト名	Ultrasound machine for Sta. Rosa Community Hospital, Laguna, Philippines		
内 容	サンタローザ地区病院に超音波装置を提供し、地域の妊婦、特に貧困層の患者に提供することで早期かつ正確な出産前ケアへのアクセスを改善し、母子の健康を向上させることです。この技術は、潜在的な合併症をタイムリーに検出するのに役立ち、より安全な妊娠と母親と乳児の両方にとってより健康的な結果を保証すると同時に、恵まれない患者の経済的負担を軽減します		
実施場所	Santa Rosa City Laguna Philippines		
参加地区・クラブ・資金提供	地区活動資金(DDF)	現金	財団上乗せ(WF)
実施国側	第 3820 地区	\$ 3,400.00	
援助国側	静岡 RC		\$ 2,000.00
	第 2620 地区	\$ 15,000.00	
小計		\$ 18,400.00	\$ 2,000.00
総事業費		\$ 35,120.00	

GG2453651 (20240101-20260630)

プロジェクト名	Radiant Warmer and Phototherapy for Newborn Babies and Parent School Course Training		
内 容	1. 病院に医療機器、放射暖房器および光治療を提供すること。2. 医師、看護師、及び公衆衛生の職員向けの親教育研修コースを管理すること。3. 病院での親のトレーニングを促進すること。4. 病院にトレーニング資料を提供すること。		
実施場所	District 3350, District 3340		
参加地区・クラブ・資金提供	地区活動資金(DDF)	現金	財団上乗せ(WF)
実地国側	Sathorn RC		\$2,000.00
	Bangkok Rama III RC		\$1,000.00
	Bangkok Thonglo RC		\$57.00
	Bangkok Siammin RC		\$285.00
	Dusit RC		\$428.00
	第 3350 地区	\$4,400.00	
	第 3360 地区	\$1,000.00	
援助国側	島田 RC		\$1,275.00
	第 2620 地区	\$20,000.00	
小 計		\$25,400.00	\$5,045
総事業費		\$50,765.00	

## GG2567221 (20241201-20251201)

プロジェクト名	Rotary Love & Care for Somdech Phra Pinklao Hospital		
内 容	タイ、バンコクのトンブリー地区に位置するソムデー・プラ・ピンクラオ病院では、病院は壊れたベッドを代替するために新しい産婦人科手術用ベッドを緊急に必要としており、重篤な手術の待機時間を短縮し、手術の効率を改善し、年間 140 件の追加手術に相当する産婦人科の症例が予測されているため、患者の受け入れ体制を整える必要があります。		
実施場所	Thonburi District		
参加地区・クラブ・資金提供	地区活動資金(DDF)	現金	財団上乗せ(WF)
実地国側	SaranromThaPra, Bangkok RC		
	第 3350 地区	\$7,600.00	
援助国側	甲府南 RC		\$995.00
	第 2620 地区	\$19,445.00	
小 計	\$27,045.00	\$995.00	\$21,636.00
総事業費	\$49,676.00		

## GG2464257 (20240531-20250630)

プロジェクト名	Provision of Cardiovascular Emergency Equipment for Gumaca District Hospital		
内 容	フィリピンのケソン州グマカ地区病院に心血管緊急医療機器を提供することに焦点を当てています。主な目的は、心血管緊急事態の診断、モニタリング、治療に必要な医療機器を取得し、医療従事者のための包括的なトレーニングプログラムを実施し、心血管の健康と緊急手続きに関する認識を高めるための地域 outreach イニシアティブを行うことです。		
実施場所	Gumaca		
参加地区・クラブ・資金提供	地区活動資金(DDF)	現金	財団上乗せ(WF)
実地国側	Laguna Bel Air RC		\$1,000.00
	第 3820 地区	\$5,000.00	
援助国側	浜松ハーモニーRC		\$2,000.00
	第 2620 地区	\$20,000.00	
小 計	\$25,000.00	\$3,000.00	\$20,000.00
総事業費	\$48,000.00		

GG2350257 (20240701-20250630)

プロジェクト名	Raising Awareness about Human Trafficking among school aged children at Pine Ridge			
内 容	サウスダコタ州のパインリッジインディアン予約に住む学校年齢の子供たちと、性的暴力や人身売買の影響を受けているパインリッジ予約に住むネイティブアメリカンの人々に対して人身売買に関する意識を高めることです。			
実施場所		Pine Ridge Indian Reservation		
参加地区・クラブ・資金提供		地区活動資金(DDF)	現金	財団上乗せ(WF)
実地国側	Rapid City RC		\$1,000.00	
	第 5610 地区	\$10,000.00		
	第 5280 地区	\$10,000.00		
援助国側	浜松ハーモニーRC			
	第 2620 地区	\$10,000.00		
小 計		\$30,000.00	\$1,000.00	\$24,000.00
総事業費		\$55,000.00		

GG2571799 (20250301-20260331)

プロジェクト名	Awareness of Chronic Kidney Disease for Pakchong Nana Hospital, Nakhon Ratchasima Province.			
内 容	タイ王国の地方の医療の充実の一端を担うため、主に腎疾患を抱える人たちの助けになるよう、人工透析器を、国立パークチョーンナーナー病院に提供するものである。			
実施場所		Pak Chong		
参加地区・クラブ・資金提供		地区活動資金(DDF)	現金	財団上乗せ(WF)
実地国側	Srapathum RC		\$1,000.00	
	第 3350 地区	\$1,500.00		
援助国側	掛川 RC		\$690.00	
	第 2620 地区	\$15,000.00		
	磐田 RC		\$690.00	
	袋井 RC		\$690.00	
小 計		\$16,500.00	\$3,070.00	\$13,200.00
総事業費		\$32,770.00		

GG2567189 (20241001-20260630)

プロジェクト名	Ambulance for hospital			
内 容	救急サービスは、緊急時に患者が信頼できる院外ケアを受けられることを確保することを目指しています。このプロジェクトの主な目的は次のとおりです：1. Khon Kaen Hospital の緊急および事故センターに病院用の救急車を提供すること。2. パラメディックや救急医療技術者、学生、ボランティアに対して、救命治療、応急処置および CPR のトレーニングを提供すること。			
実施場所	Khon Kaen			
参加地区・クラブ・資金提供	地区活動資金(DDF)	現金	財団上乗せ(WF)	
実地国側	Sathorn RC		\$2,900.00	
	第 3350 地区	\$4,000.00		
	Bangkok Rama III RC		\$2,000.00	
	KingsparkHongKong RC		\$4,000.00	
	TaipeiChungYuan, Taipei RC		\$4,600.00	
	Daegu-Dalgubeol RC		\$3,000.00	
	Taipei Eternity RC		\$3,000.00	
	New Metro Taipei RC		\$2,000.00	
	Taipei Capital RC		\$1,000.00	
	Taipei Huayu, Taipei RC		\$1,000.00	
	Sanchung North RC		\$1,000.00	
	第 3450 地区	\$4,000.00		
	第 3521 地区	\$2,000.00		
	第 3700 地区	\$4,400.00		
援助国側	静岡 RC		\$1,500.00	
	第 2620 地区	\$20,000.00		
小 計	\$34,400.00	\$26,000.00	\$27,520.00	
総事業費	\$87,920.00			

## 地区補助金とグローバル補助金の違い

	地区補助金	グローバル補助金
地域	国内、海外両方のプロジェクトに使えます。ロータリー・クラブの無い国や地域にも利用できます。	海外のクラブや地区との共同プロジェクトです。ロータリー・クラブのある国や地域に限定されます。
管理運営	地区補助金が管理する Block Grant (一括して地区に授与される補助金) 地区の裁量で補助金を使えます。 クラブや地区が希望する事業に基づき補助金を授与します。 完了報告書も同様な手順で、地区が一括してロータリー財団に提出します。	プロジェクトごとにロータリー財団が直接審査・認可し、補助金を授与します。 実施国・援助国双方のクラブまたは地区の担当者が Web で申請書を作成し、クラブ会長、地区財団委員長、地区ガバナーの順に承認を得て提出することになります。 完了報告書もほぼ同様な手順となります。
資金	地区財団活動資金 (DDF) のみ使用できます。ロータリー財団 (TRF) とのマッチングはありません。	地区財団活動資金 (DDF) と国際財団活動資金 (WF) の両方を使用します。 DDF と WF については別項を参照のこと。
	3年前の年次寄付 47.5% と恒久基金収益に基づく DDF の 50% が上限。	3年前の年次寄付 47.5% と恒久基金収益に基づく DDF の 50% と同額を WF が加算。
	DDF、WF の扱いは、見直される場合があります。	
	補助金の額に上限と下限はありません。地区の裁量で甲府します。	地区からの補助金は 15,000 ドルから 25,000 ドルを目安としています。
繰越	当年度未使用の場合、DDF に繰り入れられますが、翌年度以降地区補助金には使用できません。グローバル補助金事業や寄贈に使用できます。	未使用の場合、繰り越してグローバル補助金として使用できます。5 年間未使用の DDF は翌年 WF に組入されます。
使用目的	ロータリー財団の使命に関連がある事業。ロータリーに相応しい目的であればその種類に制限はありません。	次の重点分野に該当するプロジェクト。 ・平和構築と紛争予防・疾病予防と治療・水と衛生・母子の健康・基本的教育と識字率向上・地域社会の経済発展・環境
実施期間	年度内に完了するプロジェクトまたは活動であること。	年度の区切りは無く、長期プロジェクトも可能。奨学金を除きその期間に制限はありません。
持続性	その成果は、持続性のあるプロジェクトが望ましいが、必須事項ではない。	完了後、持続的にプロジェクトが生かせることが義務付けられている。(維持管理・成果の測定)
建物	土地や建物の購入は不可。建造物の修復・修理・改修は可。	土地や建物の購入は不可。建造物の修復・修理・改修は可。

## 国際ロータリーが取り組んでいる ポリオとは何ですか？



かつては小児まひ(医学用語では急性灰白髄炎)  
病原体のポリオウイルスが脊髄の灰白質に入り込み  
神経細胞を傷害して筋肉を麻痺させてしまう病気  
筋肉が萎縮して手足が細くなる



呼吸に関与した神経細胞が侵され呼吸不能となり死亡  
ワクチンが普及するまでは年間35万人余りがり患  
糞口感染する病気(きれいな水が必要量使えない)  
人以外には感染しない(水の中で1~2週間生きている)



第1A・2・3ゾーン

7

## ポリオ



ポリオプラスは、国際ロータリーの特別プログラムであり、  
撲滅の認定が達成されるまでは、  
ほかのすべてのプログラムに対して優先される

(ロータリー章典40.010.)

2025-26年度のRI2620地区ポリオプラスの目標

**1人当たり年間30ドル**

更に地区資金支払いをクラブロータリーカード使用する事や、  
各自がオリコ個人カード使用により日本中では年間約千万の寄付が出来てま  
す。

この金額はカード使用によりカード会社から0.03%寄付による



第1A・2・3ゾーン

8

**1988年125か国推定35万件の発症数 ⇒2022年30件 99.9%以上減**

ポリオは天然痘に続いて人類がこの地球上から  
なくすことができる病気です。

治療法はありません！ 予防だけが唯一の対策です。

ロータリアンの寄付だけでは到底足りません。

この活動をROTEXにも正しく理解してもらって

一緒にロータリーの活動を！

ロータリアンや家族だけでなく、地域社会にも

ポリオの現状を伝えて積極的な協力を呼びかけよう！

地域のオピニオンリーダーのロータリアンが

政治家にも働きかけよう！（アドボガシーポリシー）



第1A・2・3ゾーン



9

### ■ ポリオの現状

世界からポリオを撲滅する取り組みは、1985年、世界に先立ってロータリーが「ポリオプラス」を立ち上げたときに始まりました。ロータリーのポリオプラスプログラムは、子どもを対象とした大々的な予防接種を通じてポリオの根絶をめざす、世界で初めての取り組みでした。

1988年に国際ロータリーと世界保健機関は、世界ポリオ根絶イニシアチブ(GPEI)を立ち上げました。当時125か国で推定35万件のポリオが発生していました。ロータリーは主に、アドボカシー、ファンドレイジング、ボランティアの動員、認識向上における重要な役割を担っています。

ロータリーがこれまでポリオ撲滅活動に投入した資金は、世界30億人の子どもへの予防接種に充てられてきました。大勢のロータリー会員が、資金面での支援だけでなく、自ら予防接種活動にボランティアとして参加しています。こうした懸命な取り組みが功を奏し、全世界でポリオの発症数を99.9パーセント減らすことに成功しました。

2025年の野生型ポリオウイルス発症報告は6月現在、アフガニスタン2人とパキスタン11人のみです。先月から7人増加しました。増加の流れが止まりません。

地味に思われるかもしれませんが、ワクチン投与活動を継続していくことで、これ以上罹患者を出さないことが重要です。

ロータリーとパートナー団体によるポリオ根絶活動のおかげで、身体まひとならずにすんだ人の数は推定約2,000万人、命を落とすことのなかった人の数は推定150万人以上に上ります。ポリオ根絶活動のために築かれたインフラは、ほかの疾病(新型コロナウイルスも含む)の治療と予防にも利用されており、ほかの公衆衛生分野にも長期的なインパクトをもたらしています。

ポリオ根絶活動の進展は、支援が届きにくい地域社会の子どもたちに予防接種を行い、リアルタイムで世界規模のサーベイランス(監視活動)と発生時の対応システムを確立した無数のボランティアや医療従事者の努力の結果です。ポリオ根絶活動で築かれたインフラは、ほかの感染症との闘いや、新型コロナウイルスの予防接種活動の支援など、重要な保健活動に活用されています。



ポリオを根絶寸前にまで追い込んだ数十年の経験から、ロータリーは新型コロナワクチンの効果と有効性を強調してきました。2020年に世界的流行が開始して以来、ロータリー会員は、保健当局が新型コロナウイルスに関する重要情報を伝え、誤った情報に対応し、公平かつ平等なワクチン入手を支援してきました。

## ■ 課題

ロータリーとパートナー組織は、ポリオ根絶の実現に向けて大きく進展してきました。しかし、症例を完全になくすには、さらなる前進と粘り強さが必要とされます。アフガニスタンとパキスタンでは、政情不安、人口移動、地理的要因、場合によってはワクチンの拒絶や誤解といった課題に直面しています。十分なリソース、政府の全面的支援、遠隔地での活動を可能とするテクノロジーがあれば、これらの地域からもポリオを根絶できると私たちは信じています。

## ■ ポリオ根絶を実現するために

ロータリーは、ポリオ根絶のために毎年5000万ドルを拠出することを目標としています。ビル&メリンダ・ゲイツ財団は、ロータリーからポリオ根絶への寄付に対し、2倍額を上乗せすることを約束しました。これにより、ポリオ根絶に毎年合計1億5000万ドルが寄付されることとなります。これらの資金は、根絶活動の運営、医療従事者の確保、研究所の設備、啓発用資料のために使用されます。資金の確保においては、政府や企業、個人がそれぞれに大きな役割を果たします。

ロータリーとパートナー団体はこれまで何十年にもわたり、ポリオウイルスの拡大を阻止してきましたが、エボラ出血熱、黄熱、鳥インフルエンザが発生した際と同様、現在は新型コロナウイルスの流行から地域社会を守る上で重要な役割を果たしています。パキスタンからナイジェリアまで、世界ポリオ根絶推進活動は、新型コロナウイルスへの対応において各国政府を支援しています。これこそ、ポリオプラスの「プラス」が表すものです。

当地区も【古着 de ワクチン】プロジェクトにより、回収袋1つにつき、35人分のポリオワクチンが子供たちに送られるほか、古着1着の販売実績に応じて1人分のワクチンが送られます。また、当地区では2024年4月に日本で初めて、地区資金のロータリーカード払いを運用開始し、地区ホームページより決済可能となっております。74クラブ(2870人)が全てクラブカードを持ち地区資金・財団への寄付・RI人頭分担金をクラブカードで決済していただくだけで、0.3パーセントがポリオワクチンとなります。5000人の子供たちをポリオから救い、喜びの笑顔にすることが出来、地区2870人の会員の皆さまを達成感で笑顔にできます。2025年4月末日現在、クラブカード保有クラブは68クラブになり、2024-2025年度の利用額は1億円を超えました。皆さまのお力で世界中子供たちを、喜びの笑顔でいっぱいにしていきましょう。

2025年4月 オリコ・2025年6月ダイナースロータリーカード実績表

G	クラブ名	期首 会員数	ゴ ールド	スタン ダード	法人	合計	ダイ ナース	D地区
静岡第1グループ	伊東	31	0	0	1	1	1	
	三島	40	1	1	2	4	1	
	下田	27	1	0	0	1		
	熱海南	8	0	5	0	5		
	伊豆中央	30	1	0	1	2		
	三島西	52	0	2	0	2		
	伊東西	45	0	2	11	13	1	
	せせらぎ三島	38	1	4	1	6	1	
静岡第2グループ	沼津	39	1	6	0	7	4	
	富士山吉原	65	3	2	1	6		
	沼津北	62	2	14	6	22	1	
	富士	32	1	1	0	2		
	富士宮	27	1	6	0	7	1	
	御殿場	54	0	1	0	1		
	沼津柿田川	8	0	3	0	3	1	
	裾野	12	1	0	0	1		
	長泉	21	0	1	1	2		
	富士宮西	19	0	2	0	2		
	新富士	16	0	1	0	1		
静岡第3グループ	沼津西	21	0	6	1	7	1	1
	静岡	103	2	2	1	5	1	
	静岡ローターアクト		0	1	0	1		
	清水	43	0	1	1	2		
	静岡東	54	1	5	4	10		
	清水北	26	0	8	0	8		
	駿河	20	0	1	1	2		
	静岡日本平	29	2	4	1	7	3	
	静岡西	29	0	7	0	7		
	清水西	38	0	2	1	3	1	
	静岡中央	49	2	4	0	6	1	
静岡第4グループ	清水中央	28	0	3	4	7	1	
	静岡北	29	0	11	3	14	1	
	焼津	55	0	4	3	7	1	
	島田	49	1	3	1	5		
	磐田	38	0	6	0	6		
	藤枝	37	0	1	0	1	1	
	掛川	34	1	2	0	3		
	焼津南	31	2	5	0	7	2	
静岡第5グループ	榛南	34	0	2	0	2	1	
	袋井	52	0	2	0	2	1	
	藤枝南	51	0	5	1	6	1	
	小計	1,476	24	136	46	206	27	1
	G	クラブ名	期首 会員数	ゴ ールド	スタン ダード	法人	合計	ダイ ナース
静岡第5グループ	浜松	97	1	4	3	8	1	
	浜松東	59	0	3	0	3		
	浜松南	87	6	1	5	12	2	
	浜松北	43	1	1	0	2		
	浜松西	48	1	0	3	4	1	
	浜北	67	2	3	4	9	1	
	浜名湖	39	0	4	0	4	1	
	浜松中	40	0	0	0	0		
	浜北伎倍	22	0	4	1	5	1	
	浜松ハーモニー	32	0	5	1	6	2	
	パワー浜松	67	5	3	0	8		
山梨第1グループ	浜松志耀	34	0	0	0	0		
	甲府	105	2	9	5	16	2	
	富士吉田	54	0	5	0	5	1	
	大月	14	0	4	0	4	1	
	都留	29	0	2	1	3	1	
	河口湖	27	2	0	0	2		
	富士吉田西	40	0	5	0	5	1	
	山中湖	17	0	1	0	1		
	甲府北	22	0	3	0	3	1	
	山梨	53	0	4	0	4	2	
	山梨第2グループ	甲府西	31	0	9	2	11	4
甲府東		33	0	3	0	3	1	
甲府シティ		44	0	5	2	7	1	
甲斐		13	1	15	5	21	3	
甲府中央		14	0	0	0	0	1	
甲斐の郷		9	1	6	1	8		
山梨第3グループ	甲府南	71	2	7	3	12	3	
	笛吹	24	1	6	0	7	1	
	峡南	12	1	2	0	3	1	
	南アルプス	13	0	4	1	5	2	
	韮崎	18	0	1	0	1		
	北杜	10	0	1	0	1		
小計	1,307	27	122	39	188	36		
2620地区合計	2,783	51	258	85	394	63	1	

オリコ（スタンダードカード）は'3年間利用がないと失効します。

## ロータリーカード 新規入会のQRコード対応

### 国際ロータリーチラシ



チラシ記載の「QRコード」をスマートフォンのカメラで読み込みだけでネット入会ページへ簡単アクセス！



1

## 入会方法

	個人用		法人用 <small>クラブ/地区単位での発行ができます。</small>
種類	<b>スタンダード</b>	<b>ゴールド</b>	<b>法人</b>
年会費	無料	11,000円(税込)	カード1枚につき 3,300円(税込)
発行枚数	最大2枚 <small>※本人と配偶者</small>		最大20枚 <small>※メンバー会員含む</small>
Web申込	<a href="#">Web入会はこちら</a> <span style="float: right; border: 1px solid blue; padding: 2px;">入会はこちら クリック</span>		
カードショッピングでの寄付	カード特典① 自動的に ご利用金額の0.3%		
年会費での寄付	ご利用金額の0.5%		
年会費での寄付	3,000円		1,500円
その他	・個人・クラブの年次基金には加算されません		
ポイント交換	カード特典② ロータリー財団への寄付(ポイント交換) 1,000スマイル → 5,000円 個人・クラブの年次基金として加算されます		対象外 (ポイント制度無)

[ポイントのしくみ](#)

[ポイント交換について](#)



2

## 地区コード、クラブコードを入力

### スタンダードカード お申し込みページ

地区コードとクラブコードをご入力ください。

地区コード  (例) 0000 数字4桁

クラブコード  (例) 00000 数字5桁

※ご不明の場合は下記のリストをご参照ください。※半角文字で入力してください。

地区コード 4桁  
クラブコード 5桁

[オンラインでお申し込み](#)

#### コード一覧

| 2500~2550 | 2560~2600 | 2610~2650 | 2660~2700 |  
| 2710~2750 | 2760~2800 | 2820~2840 | クラブ名順 |

#### 地区コード2500

地区	クラブ	クラブ名	地区	クラブ	クラブ名	地区	クラブ	クラブ名
2500	13499	旭川	2500	13535	根室西	2500	13548	白糠
2500	29749	旭川モーニング	2500	13545	土別	2500	13507	美瑛
2500	30824	旭川空港	2500	13511	枝幸	2500	13508	美深



3

## ネット入会画面①

Orico

Oricoネット入会

STEP 1 トップページ >> STEP 2 基本情報の入力 >> STEP 3 その他の情報の入力 >> STEP 4 入力内容の確認 >> STEP 5 申込完了 >> STEP 6 審査完了

お申込カード

Rotary International Standard MasterCard

お申込案内

お申し込みにあたっては、株式会社オリエントコーポレーション（以下オリコ）及びオリコが加盟する個人信用情報機関にお客さまの個人情報が登録されますので、個人情報の取扱いに関する同意が必要になります。  
 (ご同意いただけない場合には、ご入力いただいた情報は保有いたしません)  
 当サイトでは、ご入力いただいた情報の保持、フォームや広告を改善するために、Cookie（セッションCookie）を利用しています。お使いのブラウザでCookieの設定を有効にしてください。  
 ※メールアドレスの受信設定をされている場合は、事前に「@orico.co.jp」を受信可能に設定してください

お申し込みの手順

Rotary 第1A・2・3ゾーン

4

## ネット入会画面②

申込者情報について

氏名(漢字) 必須 姓 (例: 東洋 (全角)) 名 (例: 一郎 (全角))

氏名(カナ) 必須 セイ (例: ユウゾウ (全角)) メイ (例: イチロウ (全角))

氏名(ローマ字) 必須 Last (例: TOYO) First (例: ICHIRO)

性別 必須 選択してください

生年月日 必須 昭和 年 月 日

自宅郵便番号 必須 〒 - 住所検索

自宅住所 必須 都道府県 選択してください 市区町村丁目 市 区 町 丁目 番地 番地1号 (全角) マンション名等 (例: マンション1008 (全角))

申込完了後 約2～3週間後にお届け

Rotary 第1A・2・3ゾーン

5

## オリコカード状況（第2地域 2024-2025年度 2024/7-25/3 比較）

地区名	R C	会員数	利用合計 (個人・法人)	ポリオ寄付	前年比
2580 東京・沖縄	73	2,997	25,518,747	78,309	93%
2590 神奈川	52	1,814	56,088,335	190,010	94%
2600 長野	52	1,773	25,253,696	77,803	106.5%
2610 富山・石川	63	2,422	13,699,175	45,643	116%
2620 山梨・静岡	74	2,786	135,797,670	517,292	104%
2630 岐阜・三重	74	3,056	54,074,416	180,714	94%
2750 東京・北マリア諸島・ アム・ミ加ネア・パラオ	98	4,495	41,006,785	152,157	87%
2760 愛知	84	4,485	53,095,915	210,745	92%
2780 神奈川	67	2,305	43,905,149	158,908	109%
地域合計 (金額: 円)			448,439,888	1,611,581	98%

# グローバル補助金職業研修チーム

職業研修チーム(VTT : Vocational Training Teams)は、以前ロータリー財団の事業として行われていた研究グループ交換(GSE)に代わるプログラムです。このプログラムでは、海外で技術を学んだり(自身の職業スキルアップ)、あるいは現地の人々を指導(他者に職業訓練を提供)したりするため、複数の専門職業人からなる職業研修チームを派遣あるいは受入をします。メンバーの職業は異なっても構いませんが、グローバル補助金で提言されている**7つの重点分野**の中で、同じ重点分野を支援するという共通の目的を有していなければなりません。

チームは、ロータリアンであるチームリーダー1名と、ロータリアンでないチームメンバー少なくとも3名で構成されなくてはなりません。研究グループ交換プログラムとは違い、メンバー数の上限はなく、参加者の年齢制限も研修期間の制約もありません。

職業研修は、プロジェクトを維持可能なものとするために、人道的プロジェクトに付随して行うのが最も効果的と考えられます。Exchange(交換)ではなくなったので、派遣だけでも受入だけでも実施することができます。

この人道的プロジェクトに則った職業研修チームを成功させるための要素は、以下の4つとなっていますので、職業研修チームを提案、申請する場合は参考にしてください。

1. **持続可能性** プロジェクト終了後にも地域社会が自力で経済と地域社会の発展のニーズに取り組んでいけること。
2. **測定可能性** 評価基準の中から選んで成果の測定方法を定めるか、独自の測定基準を採用すること。
3. **地域社会が主導** 現地の地域社会が、自ら特定したニーズに基づいてプロジェクトを計画すること。
4. **重点分野に沿った活動** 方針文書に定義されたプロジェクトとすること。

職業研修チームの財源は、国際財団活動資金(WF)と地区財団活動資金(DDF)からなり、1件あたりの事業は30,000ドル以上となっていますので、地区のロータリー財団資金を考慮し、計画段階でご相談ください。

また職業研修チームの申請書は、年度を通じて随時受け付けられ、申請書が財団で承認されれば資金の支給が行われ、その12ヶ月毎に報告書の提出が必要となります。

今年度は、パイロット地区での実績を調査し、当地区でこの職業研修チームを実施するための指針を作成していき、各クラブにおいてこの職業研修チームプロジェクトを活用しやすいものとしていきます。

# グローバル補助金による奨学金

この奨学金プログラムは7つの重点分野のいずれかに合ったキャリアを目指し大学院レベルの研究目標で、卒業後も引き続きその分野での活動をする事が条件となります。

## ● 7つの条件

- ① 平和構築と紛争予防  
※但し、ロータリー平和センタープログラムと同等または類似の専修は不可
- ② 疾病予防と治療
- ③ 水と衛生
- ④ 母子の健康
- ⑤ 基本的教育と識字率向上
- ⑥ 地域社会の経済発展
- ⑦ 環境

本人については

- ・性別、未婚、既婚、年齢は問いませんが、留学までに大学課程を修了、または終了予定の者
- ・留学先の教育機関の入学許可を取得している事
- ・受け入れ国の言語に堪能である事
- ・大学院レベルの教育プログラムで学ぶ事
- ・承認された受け入れ地区内でロータリークラブや地区の活動に参加できるよう地区内の教育機関の近隣に住む事
- ・2620 地区の在住か、出身者、大学、大学院に在籍、職場に常勤している事
- ・2620 地区内のいずれかのロータリークラブに世話クラブになっていただくこと。

以上の要件を満たす人が応募できます。地区内ローターアクトクラブ会員も応募できます。

この奨学金の資金は、地区活動資金(DDF)がグローバル補助金と地区補助金にシェア(分配)される中の、グローバル補助金の枠から使用されます。拠出する金額は15,000ドル~25,000ドルで、これにはさらに国際財団活動資金(WF)から80%加算されます。

2025年9月1日~10月31日に応募受付を行い、11月に審査をします。

このプログラムは留学先の地区やクラブを推薦クラブ、地区、本人が交渉、設定し、協力し合って進めるプログラムです。プログラム希望者はお近くのロータリークラブを経て、また地区に直接応募することができます。優秀な希望者からの問い合わせがありましたら、まずはロータリー財団委員会にご相談ください。財団委員会の各グループ担当と打ち合わせながら、進めさせていただきます。

**国際ロータリー第 2620 地区 ロータリー財団委員会**  
**2025-2026 年度 (2026 年秋入学)**  
**第 2620 地区ロータリー財団 グローバル補助金奨学金 地区募集要項**

国際ロータリー第 2620 地区ロータリー財団グローバル補助金奨学金の応募に関する要項を次のように定めます。

### 奨学金の目的

1. 奨学生が海外留学を通じ、国際理解と親善を増進し、その国際経験と視野を持って、ロータリーが掲げる「7つの重点分野」に必要な知識と学力を身につけ、社会人として成長、貢献をしていくこと。

2. 奨学生が7つの重点分野のいずれかに関連した専攻分野とキャリア目標を持つこと。

①平和構築と紛争予防

※但し、ロータリー平和センタープログラムと同等または類似の専修は不可

②疾病予防と治療

③水と衛生

④母子の健康

⑤基本的教育と識字率向上

⑥地域社会の経済発展

⑦環境

\* 7つの重点分野に関しては、ロータリーのホームページ [「重点分野の基本方針」](#) より資料をご確認下さい。

### 奨学金について

海外の大学院修士課程において「7つの重点分野」に該当する専攻課程で原則1年の修学に、米貨50,000ドルを上限とした奨学金を提供します。

(自身のエコノミー往復航空券代、授業料、教材費、学生寮2人部屋程度の下宿代、大学食堂程度の食費に対して支給)

### 募集人員

各年度(1~2名)

### 応募資格

- (1) 「7つの重点分野」のいずれかに該当する分野でキャリアを築くことを目標とすること。従って希望する大学院での教育目標もこれに関連する分野になります。
- (2) 2025年3月以前に大学課程を修了された方。性別、既婚未婚、年齢、社会経験、勤務経験は問いません。

- (3) 受入国の言語に堪能であること。  
授業で使用する言語が英語のみの場合でも、受入国クラブとの交流を図るため、現地の言語が堪能である必要があります。
- (4) 海外の大学院修士課程レベルの教育機関で学ぶこと。(聴講生、研修生は不可)
  - A. 応募者は、すでに合格しているか、これから受験する教育機関1校を特定して応募します。
  - B. 当地区のグローバル補助金奨学生への応募後に志望校の受験をする場合、ロータリー財団本部への申請書提出まで(3月末日)に合格が決定しない場合は、取消となります。
- (5) 受入地区内の地区やロータリークラブの活動に参加できるように、承認された受入区内の教育機関の近隣に住むこと。
- (6) 次のいずれかに該当すること
  - A. 応募時に、国際ロータリー第2620地区内に住民登録、または本籍があること。
  - B. 応募時に、国際ロータリー第2620地区内に所在する大学または、大学院に在学するか、あるいは、職場に勤務していること。
- (7) 奨学金決定から出発までの間に、国際ロータリー第2620地区内の身近のロータリークラブを世話クラブとして交流を持つことが可能なこと。但し、当地区に直接応募、合格された方は地区にて世話クラブを紹介します。
- (8) 次の者は応募できません
  - A. ロータリークラブの会員、及びロータリークラブ事務局の職員、これらの者の直系親族(祖父母、両親、子、孫)および配偶者。その他ロータリークラブの関係者。
  - B. 他の地区のロータリー財団補助金奨学金を同時期に応募している者
  - C. 既に希望する教育機関に在籍している者

### 奨学金給付の条件

- (1) ロータリー財団の「7つの重点分野」に該当する海外の大学院修士専攻課程に、財団本部へオンライン申請する(3月末予定)迄に合格すること。
- (2) 本奨学金は「7つの重点分野」に寄与することを目的とし、奨学生は勉強と共に、「親善大使」としての任務も遂行すること。
- (3) 留学期間中は勉学に努めるとともに、ロータリークラブ、家庭、事業所などを訪問して、留学国の諸事情の理解に努めること。
- (4) 奨学期間終了後速やかに必ず帰国し、地区内世話クラブに留学の成果を報告すること。
- (5) 留学中及び留学終了時には、所定の報告書を決められた時期までに、必ず提出すること。



- (6) 学業成績不良、不良行為の立証、報告の不提出、ロータリー財団の承諾を得ずに学業課程の変更、中途退学、留学国の語学に対する知識の不足、「親善大使」としての任務を怠る等、奨学金の条件を満たせなくなるような事態が発生した場合には奨学金の返還を求められる。
- (7) 留学は2026年7月1日から2027年6月30日までの新学期から開始しなければならない。
- (8) 奨学期間終了、または帰国後は世話クラブと受入ロータリークラブとの交流を保ち、又国際ロータリー第2620地区留学の成果を報告すること。また、2620地区のイベント等の要請がある場合は、積極的に参加すること。
- (9) 国際ロータリー第2620地区の学友会に必ず加入し交流を深めること。転居等の際には、学友会へ連絡先変更の届け出をすること。
- (10) 留学先は、ロータリークラブのある国、地域に限られる。

### 応募の期間

2025年9月1日～10月31日

### 応募者の提出書類

1. 国際ロータリー第2620地区 グローバル補助金奨学金申請書(応募申込書)
2. 留学先大学院の入学許可を証明するもの。  
留学先の入学許可書が書類等提出締切日までに手元にない場合は、2026年3月末日迄に提出すれば可とします。
3. 高校卒業後に就学した教育機関の成績証明書
4. 語学力を証明する資料  
英語圏：TOEFL, IELTS 等の成績表  
英語圏以外：当該語学力を証明する適宜の資料
5. 各費用の見積書  
もし見積書が事前に揃わない場合は、理由を説明ください。

### 提出先

- (1) 応募者は、上記提出書類1～6の全てを、国際ロータリー第2620地区財団事務局にメールにて提出して下さい。

E-mail: [drfc@ri2620.gr.jp](mailto:drfc@ri2620.gr.jp)

## 選考

### (1) 第1次選考

国際ロータリー第 2620 地区ロータリー財団委員会による第1次選考(面接)を行います。

・面接日時：地区財団委員会より連絡します。(11月上旬)

・面接場所：国際ロータリー第 2620 地区 地区事務所

〒420-0853 静岡市葵区追手町2-1-2 静岡安藤ハザマビル 5F

TEL：054-274-2622 FAX：054-274-2623

### (2) 第2次選考

国際ロータリー第 2620 地区ロータリー財団委員会は、第1次選考で選考された方に対して、直ちに該当地区の地区委員会或いはクラブに受入の依頼をします。受入依頼からロータリー財団本部への申請完了の期間、様々な書類を候補者と共に作成し提出。最終的にロータリー財団本部の承認を得た時点で正式な合格となり、奨学金受給が決定します。

## 合格から派遣まで

### (1) 第一次選考を受けた応募者に合否の通知を出すと共に、合格者についてはロータリー

財団本部にオンラインで申請書を提出します。その際に必要な複数の書類を電子ファイルにて送付します。

### (2) 入学許可を証明する書類提出を含む全ての申請ステップを経て、申請完了後、ロータリー

財団本部の最終審査が行われ、承認されると奨学金の支給が決定します。最終審査開始から承認まで2~4カ月かかることもあることを、ご承知おきください。

## 注意

### (1) 旅費や保険に関しては、「ロータリー財団地区補助金とグローバル補助金の授与と受諾の条件」をご覧ください。

### (2) 受入クラブについては、特に、有名校のある地域(たとえばボストン、ロンドン、パリなど)は、希望者が殺到しますので、受入クラブが見つからない場合がありますので、予めご了解ください。

### (3) 奨学生は1年経過時に中間報告書、終了時に最終報告書を提出しなければなりません。その際に下記の内容が必要になります。

1) 学業における成果、及びこの成果が重点分野にどのように関連するかについて

2) ロータリーと地域社会への関与について

3) 収支明細と50米ドル以上の領収書

### (4) 合否についてのお問い合わせは、一切、受け付けません。

## ロータリー平和フェローシップ

平和は「人」から始まると考えるロータリーは、毎年130名までの平和フェローシップ（奨学金）を通じて、世界平和と開発の担い手となる人材を育て、平和推進者の世界的ネットワークを築いています。

毎年、ロータリー平和センター提携大学で学ぶフェローが世界中から選ばれ、ロータリーからフェローシップ（全額支給の奨学金）が授与されます。フェローシップには、授業料・入学金の全額、滞在費（宿舍・食費）、往復航空券、インターンシップと実地研修の費用が含まれます。

2002年に創設されて以来、ロータリー平和センターは1,800人以上のフェローを輩出してきました。これらのフェローは現在、140カ国以上で活躍し、政府、NGO、教育、研究機関、平和維持および法執行機関のほか、国連や世界銀行といった国際機関でリーダーシップを発揮しています。

ロータリー平和フェローシップは平和と開発の分野における仕事の経験を有する人を対象としています。フェローは社会奉仕と国際奉仕に献身しながら、平和の実現をめざします。毎年、世界各地の名門大学にて修士号（年に50名まで）と専門能力開発修了証（年に80名まで）を取得するためのフェローシップ（奨学金）がロータリー財団から授与されます。

### **修士号取得プログラム**

さまざまな国出身の多様な学生が、平和と開発の分野で研究に基づく知識とスキルを学びます。フェローシップの期間は15～24カ月。学期間の休みにフェロー自らが計画した2～3カ月の実地研修を行います。

### **申請資格**

申請者は学業において優れた成績を残し、関連分野の学士号および平和と開発の分野における職歴を有していることが望まれます。さらに、平和と紛争解決に対する熱意を実証し、多くの文献とリサーチに取り組みディスカッションに参加する能力、および多国籍の同期生との共同活動に積極的に参加する能力が必要とされます。候補者はまた、平和構築の実績があり、将来的な成長の可能性を有し、フェローシップへの参加から関連分野でインパクトをもたらせるリーダーである必要があります。プログラム修了後には、学業の成果と経験を進んで共有し、同じ地域の平和フェローとの連絡を保ちつづけ、ロータリー会員との強い関係を維持することが求められます。

修士号取得プログラムの申請者は以下の要件を満たしている必要があります：

- ・英語に堪能であること
- ・学士号を保有していること
- ・個人的活動や社会奉仕活動を通して、または学問上、職務上の実績を通して、国際理解と平和への専心を実証していること

- ・リーダーシップの素質を有していること
  - ・平和あるいは開発の分野において少なくとも3年のフルタイムの職歴を有していること
- (その他詳細は国際ロータリー公式サイトを参照)

### **修士号取得プログラムの提携大学**

デューク大学、ノースカロライナ大学チャペルヒル校（米国、ノースカロライナ州）  
国際基督教大学（日本、東京）  
ブラッドフォード大学（英国、ブラッドフォード）  
クイーンズランド大学（オーストラリア、ブリズベン）  
ウプサラ大学（スウェーデン、ウプサラ）

### **専門能力開発修了証プログラム**

1年間の混合学習プログラムで、平和と開発の分野で職歴を有するさまざまな国出身の多様な学生が、地域社会や地域で平和を促進するための実践的スキルを学びます。フェローは実地研修を行い、社会変革イニシアチブを実施します。このプログラムは、現役の職業人向けとなっています。専門能力開発修了証コースにはウガンダのマケレレ大学とトルコのバーチェシェヒル大学があります。

(申請資格については国際ロータリー公式サイトを参照)

### **申請スケジュール**

- ・2025年度の申請は終了しました。2026年度の申請書は、2026年2月にオンラインで利用可能となります。
- ・2月から5月15日までの間に申請書を提出します。

### **選考プロセス**

提出された申請書は、資格要件の審査を受けます。資格要件を満たした申請は、さらなる審査と評価に進みます。ロータリー会員と大学の代表者から成るロータリー平和センター委員会が候補者の審査を行い、最終候補者を選考します。選考された候補者は11月に通知されます。

### **アプローチ**

平和は抽象的な概念ではなく、ダイナミックな人類の発展の生きた表出であるとロータリーは考えています。平和の推進は、人道的奉仕を行うロータリーの使命の礎であり、ロータリー会員による活動の重点分野の一つでもあります。ロータリーのプログラム、補助金、フェローシップは、平和を育み、維持できる環境を生み出すことを主眼としています。平和な世界を希求する市民が力を合わせ、草の根レベルで平和を生みだせば、持続可能なかたちで世界を変えることができるとロータリーは信じています。

# 財団学友会『山静学友会』

「正式名：国際ロータリー第2620地区 ロータリー財団学友会」

## 1. 山静学友会(サンセイガクユウカイ)とは

山静学友会は1975年に創立され、2024年に50周年を迎えることができました。この半世紀の間に、2620地区からロータリー財団プログラム(国際親善奨学生、GSE、同額補助金)を利用して海外で学ばれた奨学生は約540名を数え、現在は世界や地域のリーダーとなって、社会のあらゆる分野で貢献しています。これこそがロータリー奨学金プログラムにより意欲ある若者を支援した、息の長いそして確実な成果に違いありません。

山静学友会は地区奉仕活動への参加や学友会員間の交流ばかりでなく、半世紀におよぶ奨学生支援、継続的な会誌発行、会員住所録の整備など、我が国における学友会の模範となるべく地道な活動を継続してきました。こうした学友会活動の中から、多くのロータリアンやガバナーを輩出できたことは山静学友会の本懐とするところでもあります。50周年を画期として、永年発刊してきた「山静学友会誌」は「山静学友会Website」に衣替えて、これまで以上の活発な交流や情報交換の場としました。また、学友会活動の基礎となる「会員住所録」は、地区と協力してより確かな管理体制を整えております。

私たち山静学友会は「未来志向」です。未来志向とは私たちのおかれた問題を捉え、解決策を考え、そして実行することを意味します。学友会の現状を俯瞰してみますと、ロータリー奨学金プログラムが10年前に大きく変わり奨学生が激減しました。これは単にロータリーだけの問題ではなく、これから社会を背負って立つリーダーの育成が疎かになっていることを意味しています。山静学友会では地区のご理解のもと、学友会の全国組織である「日本ロータリー学友会」と連携しながら、意欲ある日本人の若者を「ロータリー奨学生」として支援する人材育成にも積極的に提言・協力して、よりよい社会の構築にむけて貢献していきたいと考えております。

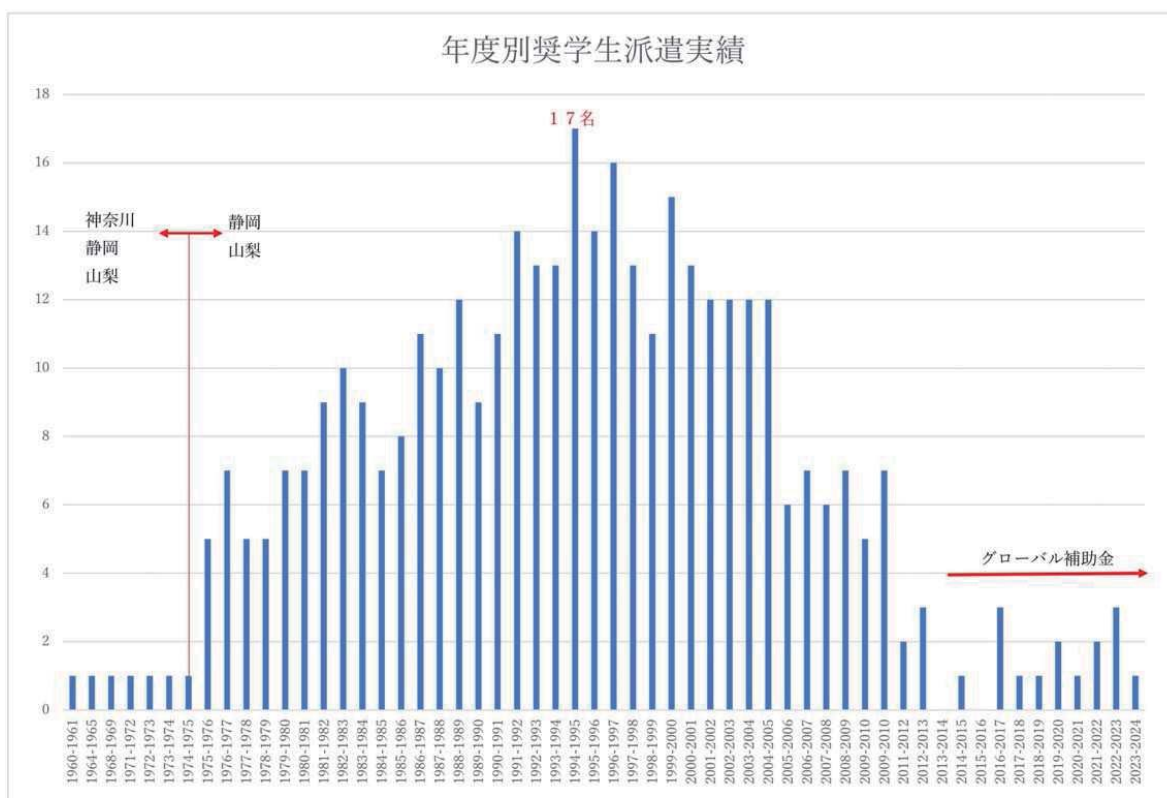
## 2. 山静学友会の目的

ロータリーの精神を学びながら、会員相互の親睦と、米山学友会、青少年交換学友会等関係団体との協力・連携のもとに「国際親善使節」としての使命を自覚し、国際理解と友好に寄与するための活動を行う。また、意欲ある日本人の若者を育成する新たな「ロータリー奨学金」の創設に協力する。

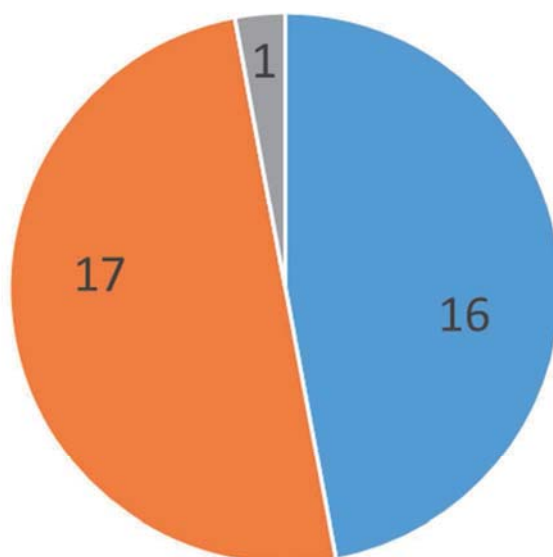
## 3. 山静学友会の主な活動内容

- 1)山静学友会情報の発信
- 2)山静学友会の運営並びに学友会員の活性化と維持、現役奨学生の支援
- 3)日本人学生を対象とした新たなロータリー奨学金制度創設活動
- 4)山静学友会 Website の更新と維持
- 5)地区学友委員会への協力並びに米山学友会、青少年交換学友会等関係団体との連携
- 6)学友パートナーシップの推進(地区内クラブとの連携、卓話者派遣・奉仕事業参画等)
- 7)日本ロータリー学友会並びに他地区学友会との連携強化
- 8)その他(山静学友会に関わる全ての項目)

## 2620 地区ロータリー奨学生 年度別推移



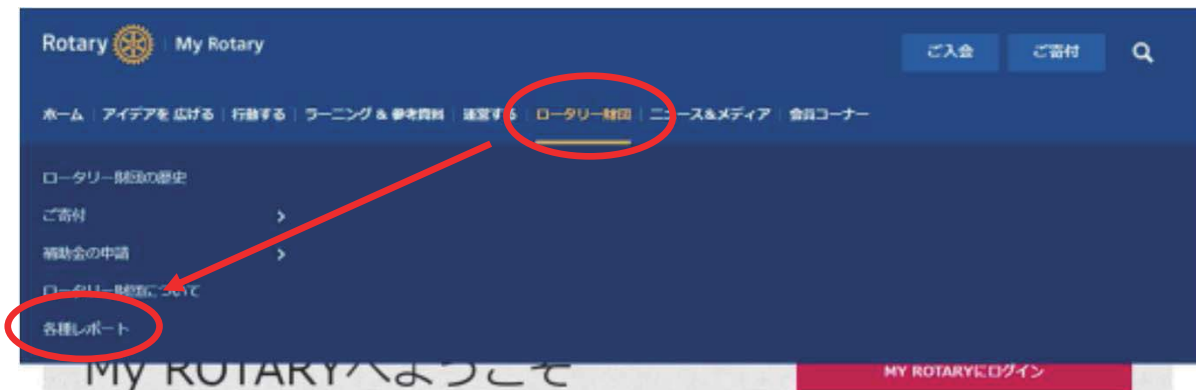
## 全国 34 地区「地区補助金」による日本人留学生支援 地区数



■ 支援した ■ 支援していない ■ 未回答

## <レポート閲覧方法>

- ① My ROTARY にログインします。
- ② 画面上部「ロータリー財団」にカーソルを合わせ、出てくるメニュー内の「各種レポート」をクリックしてください。



クリックすると、この画面になります。

### クラブに関するレポート

My ROTARYアカウントの登録状況

- ☆ クラブ会員の状況  
クラブ会員のリスト、My ROTARYアカウントの有無、会員のEメールアドレス  
[レポートを見る](#)
- 会員
  - ☆ ロータリークラブ会員  
あなたのロータリークラブの会員/元会員のリスト。  
[リストを見る](#)
  - ☆ クラブデータ  
クラブ会員の概要、クラブの成長、会員維持、退会状況、会員数の増減、提唱されたロータリークラブと衛星ロータリークラブ、目標の履歴、目標達成状況、推薦に関する情報。  
[レポートを見る](#)
  - ☆ 入会候補者情報  
入会候補者レポートで現在と過去の入会候補者情報のリストをご覧いただけます。入会候補者の統計的  
情報、および問い合わせから入会までの平均時間は、入会候補者概要をご覧ください。  
[レポートを見る](#) | [入会候補者プログラムについて](#)
- 寄付&認証
  - ☆ クラブの寄付  
ポール・ハリス・フェローとベネファクターレポート、クラブ認証概要レポート、メジャードナー/アーチ・クランフ・ソサエティ/遠征友の会レポート、ポール・ハリス・ソサエティレポート  
[レポートを見る](#)
  - ☆ 地区の寄付  
月次寄付レポート、ポリオプラスに関するレポートなど、シェア指定  
[レポートを見る](#)

### ③ 【クラブに関するレポート】

「寄付&認証」の、「レポートを見る」というところをクリックします。

\*クリックするとレポート名が並んでいるので、閲覧したいレポート名をクリックしてください。

### 寄付・認証レポート

レポート名をクリックすると、新しいウィンドウ(またはタブ)でレポートが開きます。

#### クラブに関するレポート

- ポール・ハリス・フェロー/ベネファクターのレポート
- クラブ認証概要レポート
- クラブのパナ-認証レポート
- メジャードナー/アーチ・クランフ・ソサエティ/遠征友の会レポート
- クラブファンドレイジング分析
- ポール・ハリス・ソサエティ・レポート

#### 地区に関するレポート

- 月次寄付レポート
- ポリオ・プラスに関するレポート
- シェア指定寄付レポート

留意事項：寄付データの更新は、RIが受理してからレポートに反映(11日かかる場合もあります)。

\* 地区の役職をお持ちの方は、「地区に関するレポート」をご覧ください。

## 2025-2026年度 地区補助金プロジェクト申請一覧 72プロジェクト(DG2676920)

25-26年度 地区補助金申請上限額 \$108,617

	クラブ名	プロジェクト名	事業総額 (円)	補助金額 (円)
静岡第1グループ	1 伊東	小学生ふるさと教室 夢チャレンジクラブ	650,000	229,500
	2 三島	三島ロータリークラブこどもサッカー大会	410,000	229,500
	3 下田	世界に羽ばたけ下田中学校サーフィン部応援プロジェクト	400,000	226,610
	4 伊豆中央	“Aging in Place”に取り組む“多様な関係者”の活動支援	450,000	229,500
	5 三島西	三島西RC・苗栗扶輪社 交換中学生 (受け入れ)	1,100,000	229,500
	6 伊東西	市内中学校へICT機器の贈呈	321,502	181,900
	7 せせらぎ三島	カンボジアへの児童教育・生活環境向上支援事業	720,000	229,500
静岡第2グループ	8 沼津	「NPO法人ティンクル」へ身体機能の維持・向上に繋がるトランポリン寄贈	409,750	229,500
	9 富士山吉原	富士市内高校生 奨学金支援	1,520,000	229,500
	10 沼津北	フェンシングのまちNUMAZU 応援プロジェクト	650,000	229,500
	11 富士	岩本山 ロータリーの森 施設保全プロジェクト	500,000	229,500
	12 富士宮	富士宮ロータリークラブ奨学会	760,000	229,500
	13 御殿場	未来への手紙	250,000	140,250
	14 沼津柿田川	子供食堂支援活動	270,000	153,000
	15 裾野	裾野市 駅西公園 (4月開園) へのベンチとテーブルの設置	337,920	191,250
	16 長泉	米山梅吉記念館へAED (自動体外式除細動器) の寄贈	459,580	229,500
	17 富士宮西	富士宮西ロータリークラブカップ少年サッカー大会	320,000	178,500
	18 新富士	サイエンスプロジェクト in Fuji	560,000	229,500
19 沼津西	沼津西ロータリークラブ杯 U8少年サッカー大会	260,400	147,050	
静岡第3グループ	20 静岡	静岡大学教育学部附属特別支援学校秋祭り支援事業	288,500	117,725
	21 清水	遊木の森「里山体験」環境改善プロジェクト	430,000	229,500
	22 静岡東	静岡県立静岡南部特別支援学校学童支援事業	169,983	85,000
	23 清水北	少年ソフトボール教室	300,000	170,000
	24 駿河	地元蒲原地域の環境保全	189,000	107,100
	25 静岡日本平	ポッチャ大会静岡日本平ロータリークラブ杯2026	420,000	229,500
	26 静岡西	梅ヶ島植樹 大谷崩れの森づくり	850,000	229,500
	27 清水西	草薙神社環境整備	500,000	229,500
	28 静岡中央	静岡中央ロータリーカップ杯「令和7年度静岡県ラグビーフットボール小学生大会	405,000	229,500
	29 清水中央	ラオス人民民主共和国における絵本を通じた読書推進活動支援	420,000	229,500
	30 静岡北	U19全国クラブユース選手権7人制大会兼オージーデイin静岡	420,000	229,500
静岡第4グループ	31 焼津	Shizuoka Teens Collection 2026 ～10代が未来を創る～	410,000	229,500
	32 島田	島田市における生涯スポーツへの支援	393,190	221,000
	33 磐田	こども食堂利用者と一緒に応援 静岡ブルーレヴズ観戦事業	470,000	229,500
	34 藤枝	インターアクトクラブ主催の視覚障がい者に向けた合唱フェスティバル	500,000	229,500
	35 掛川	知的障がい者との交流と学びの広場	450,000	229,500
	36 焼津南	焼津市防災対策	605,000	229,500
	38 袋井	袋井ロータリークラブ会長杯 U9サッカー大会	350,000	195,500
	39 藤枝南	第23回 藤枝南ロータリークラブ杯争奪 U-10サッカー大会	460,000	229,500



2025-2026年度 地区補助金プロジェクト申請一覧 72プロジェクト(DG2676920)

	クラブ名	プロジェクト名	事業総額 (円)	補助金額 (円)
静岡第5グループ	40 浜松	浜松市動物園活性化事業	900,000	306,000
	41 浜松東	音楽の街への社会奉仕活動 地域貢献と街中活性化	710,000	229,500
	42 浜松南	(仮) まちづくり体験チャレンジ!	730,000	306,000
	43 浜松北	犯罪被害者支援週間において啓蒙活動	685,300	229,500
	44 浜松西	ムンド・デ・アレグリア学校への学資支援及び合同奉仕活動	600,000	229,500
	45 浜北	美園中央公園クリーン作戦	450,000	229,500
	46 浜名湖	湖西少年少女発明クラブ活動支援	410,000	229,500
	47 浜松中	浜松江之島高等学校環境ポスター審査会	600,000	229,500
	48 浜北伎倍	浜松市浜北地域学童野球教室及び健康管理事業	225,000	127,500
	49 浜松ハーモニー	ムンド・デ・アレグリア学校在校生就学支援事業	600,000	229,500
	50 パワー浜松	学習支援教室「寺子屋しんづ」 「ひまわり会」等を通じての生活困窮世帯支援	570,000	229,500
51 浜松志耀	自然と向き合いながら生きる術を学ぶ	475,000	229,500	
山梨第1グループ	52 甲府	山梨県社会福祉協議会によるeスポーツを活用した孤独・孤立対策モデル事業立上げ支援	750,000	306,000
	53 富士吉田	24時間使用できる屋外AED設置プロジェクト	611,600	229,500
	54 大月	大月市防災対策の強化	440,000	229,500
	55 都留	フィリピン共和国セブ県コバルト市サンミゲール小学校継続的な支援	520,000	229,500
	56 河口湖	地元教育機関への支援プロジェクト	410,000	229,500
	57 富士吉田西	高校進学における就学困難な家庭に対する支援	510,000	229,500
山梨第2グループ	58 甲府北	独立行政法人国立病院機構甲府病院ロータリーこども文庫支援事業	300,000	170,000
	59 山梨	子どもたちにデフリンピック(聴覚障害者オリンピック)を体感させよう!	562,610	229,500
	60 甲府西	高校通信制に在籍する生徒や不登校生徒へのサポート事業	440,000	229,500
	61 甲府東	スポーツライミングの魅力を広げたい。	410,000	229,500
	62 甲府シティ	山梨県に在住する東日本大震災避難者への支援	405,000	229,500
	63 甲斐	児童養護施設の子供たちと自然の中でバーベキュー	350,000	170,000
山梨第3グループ	64 甲府南	ポリオワクチンを送ろう	400,000	170,000
	65 笛吹	ニコニコ文庫読書感想文コンクール	300,000	170,000
	66 峡南	美化運動の推進・啓蒙活動	550,000	229,500
	67 南アルプス	南アルプス桃源郷マラソン大会運営サポート事業	320,000	170,000
	68 韮崎	韮崎市カモンベイビーにらさきベビーファースト運動支援事業	430,000	229,500
	69 北杜	24秒内シュート・バスケットルの体得	165,000	93,500
	70 甲斐シティ	山県大弐書道展	656,000	229,500
	71 甲斐の郷	未就学児童発達支援事業	271,000	153,000
RAC	72 静岡RAC	来る南海トラフ地震に向けた防災啓蒙事業	230,000	117,300
<b>72クラブ 申請合計金額</b>			<b>34,546,335</b>	<b>15,033,185</b>

2024-2025年度 ローターリー財団 74クラブ別寄付の実績

	クラブ名	会員数	年次基金	年次基金 (1人当たり)	恒久基金	ポリオプラス基金	その他の基金	合計
静岡第1グループ	伊東	31	\$2,320.00	\$74.84	\$1,000.00	\$233.33	\$0.00	\$3,553.33
	三島	40	\$3,050.00	\$76.25	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$3,050.00
	下田	27	\$4,050.00	\$150.00	\$0.00	\$810.00	\$0.00	\$4,860.00
	熱海南	8	\$389.64	\$48.71	\$417.05	\$0.00	\$0.00	\$806.69
	伊豆中央	30	\$2,900.00	\$96.67	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$2,900.00
	三島西	52	\$4,650.00	\$89.42	\$1,000.00	\$360.18	\$0.00	\$6,010.18
	伊東西	45	\$11,540.85	\$256.46	\$2,000.00	\$100.00	\$0.00	\$13,640.85
	せせらぎ三島	38	\$5,300.00	\$139.47	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$5,300.00
静岡第2グループ	沼津	39	\$4,487.51	\$115.06	\$0.00	\$781.12	\$0.00	\$5,268.63
	富士山吉原	65	\$10,481.21	\$161.25	\$0.00	\$3,910.78	\$1,050.00	\$15,441.99
	沼津北	62	\$12,119.40	\$195.47	\$1,000.00	\$2,709.58	\$0.00	\$15,828.98
	富士	32	\$3,749.03	\$117.16	\$1,000.00	\$1,373.51	\$0.00	\$6,122.54
	富士宮	29	\$4,299.30	\$148.25	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$4,299.30
	御殿場	54	\$5,809.65	\$107.59	\$1,035.00	\$186.46	\$0.00	\$7,031.11
	沼津柿田川	8	\$566.53	\$70.82	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$566.53
	裾野	12	\$553.33	\$46.11	\$0.00	\$432.02	\$0.00	\$985.35
	長泉	21	\$3,000.00	\$142.86	\$0.00	\$125.25	\$0.00	\$3,125.25
	富士宮西	19	\$2,564.28	\$134.96	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$2,564.28
	新富士	16	\$666.60	\$41.66	\$0.00	\$176.67	\$0.00	\$843.27
沼津西	21	\$3,150.00	\$150.00	\$1,000.00	\$630.00	\$0.00	\$4,780.00	
静岡第3グループ	静岡	103	\$16,500.00	\$160.19	\$0.00	\$4,327.31	\$1,575.00	\$22,402.31
	清水	43	\$7,200.00	\$167.44	\$1,000.00	\$1,519.04	\$0.00	\$9,719.04
	静岡東	54	\$4,720.00	\$87.41	\$1,000.00	\$1,940.06	\$0.00	\$7,660.06
	清水北	26	\$2,900.00	\$111.54	\$0.00	\$87.39	\$682.50	\$3,669.89
	駿河	19	\$1,448.37	\$76.23	\$0.00	\$200.14	\$335.50	\$1,984.01
	静岡日本平	29	\$2,700.00	\$93.10	\$800.30	\$1,052.73	\$0.00	\$4,553.03
	静岡西	29	\$4,200.00	\$144.83	\$1,000.00	\$952.77	\$0.00	\$6,152.77
	清水西	38	\$5,700.00	\$150.00	\$2,000.00	\$300.00	\$0.00	\$8,000.00
	静岡中央	49	\$5,050.00	\$103.06	\$0.00	\$1,549.04	\$0.00	\$6,599.04
	清水中央	28	\$4,500.00	\$160.71	\$1,000.00	\$853.00	\$0.00	\$6,353.00
	静岡北	30	\$4,200.00	\$140.00	\$0.00	\$1,049.40	\$0.00	\$5,249.40
静岡第4グループ	焼津	55	\$8,250.00	\$150.00	\$0.00	\$1,882.39	\$0.00	\$10,132.39
	島田	49	\$7,500.00	\$153.06	\$1,000.00	\$1,500.00	\$0.00	\$10,000.00
	磐田	38	\$4,000.00	\$105.26	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$4,000.00
	藤枝	37	\$5,550.00	\$150.00	\$1,000.00	\$1,388.75	\$0.00	\$7,938.75
	掛川	34	\$5,017.00	\$147.56	\$0.00	\$394.77	\$2,249.57	\$7,661.34
	焼津南	31	\$1,705.00	\$55.00	\$1,000.00	\$206.77	\$0.00	\$2,911.77
	榛南	34	\$4,950.00	\$145.59	\$1,000.00	\$1,394.47	\$0.00	\$7,344.47
	袋井	52	\$3,466.84	\$66.67	\$0.00	\$1,337.59	\$0.00	\$4,804.43
藤枝南	51	\$10,801.30	\$211.79	\$1,000.00	\$301.36	\$0.00	\$12,102.66	

2024-2025年度 ローターリー財団 74クラブ別寄付の実績

	クラブ名	会員数	年次基金	年次基金 (1人当たり)	恒久基金	ポリオプラス基金	その他の基金	合計
静岡第5グループ	浜松	97	\$17,180.00	\$177.11	\$1,000.00	\$3,030.00	\$0.00	\$21,210.00
	浜松東	59	\$9,800.00	\$166.10	\$1,000.00	\$2,275.58	\$0.00	\$13,075.58
	浜松南	87	\$13,950.00	\$160.34	\$0.00	\$5,242.65	\$0.00	\$19,192.65
	浜松北	43	\$2,850.00	\$66.28	\$1,000.00	\$1,350.00	\$0.00	\$5,200.00
	浜松西	48	\$7,350.00	\$153.13	\$1,000.00	\$1,440.00	\$0.00	\$9,790.00
	浜北	67	\$6,650.00	\$99.25	\$1,000.00	\$2,010.00	\$0.00	\$9,660.00
	浜名湖	39	\$6,441.67	\$165.17	\$1,000.00	\$2,946.09	\$0.00	\$10,387.76
	浜松中	40	\$6,300.00	\$157.50	\$0.00	\$1,230.00	\$0.00	\$7,530.00
	浜北伎倍	22	\$3,300.00	\$150.00	\$0.00	\$660.00	\$0.00	\$3,960.00
	浜松ハーモニー	32	\$15,816.67	\$494.27	\$1,000.00	\$9,347.43	\$2,100.00	\$28,264.10
	パワー浜松	67	\$10,050.00	\$150.00	\$0.00	\$2,010.00	\$62.11	\$12,122.11
浜松志耀	34	\$150.00	\$4.41	\$0.00	\$30.00	\$0.00	\$180.00	
山梨第1グループ	甲府	105	\$15,835.60	\$150.82	\$1,000.00	\$5,645.68	\$0.00	\$22,481.28
	富士吉田	55	\$6,718.28	\$122.15	\$1,000.00	\$1,847.84	\$0.00	\$9,566.12
	大月	14	\$2,539.24	\$181.37	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$2,539.24
	都留	29	\$1,572.23	\$54.21	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$1,572.23
	河口湖	27	\$483.55	\$17.91	\$1,000.00	\$0.00	\$0.00	\$1,483.55
	富士吉田西	40	\$7,000.00	\$175.00	\$0.00	\$1,200.00	\$0.00	\$8,200.00
	山中湖	17	\$180.00	\$10.59	\$0.00	\$64.94	\$0.00	\$244.94
山梨第2グループ	甲府北	22	\$2,350.00	\$106.82	\$1,000.00	\$530.00	\$0.00	\$3,880.00
	山梨	53	\$8,750.37	\$165.10	\$1,000.00	\$1,560.00	\$0.00	\$11,310.37
	甲府西	31	\$5,156.86	\$166.35	\$1,000.00	\$320.84	\$0.00	\$6,477.70
	甲府東	33	\$3,440.85	\$104.27	\$1,000.00	\$357.67	\$0.00	\$4,798.52
	甲府シティ	44	\$3,973.00	\$90.30	\$1,000.00	\$445.81	\$0.00	\$5,418.81
	甲斐	13	\$204.17	\$15.71	\$3,100.00	\$958.47	\$0.00	\$4,262.64
	甲府中央	14	\$1,600.00	\$114.29	\$0.00	\$317.25	\$0.00	\$1,917.25
山梨第3グループ	甲府南	71	\$16,550.00	\$233.10	\$2,000.00	\$548.54	\$1,044.75	\$20,143.29
	笛吹	24	\$3,900.00	\$162.50	\$1,000.00	\$0.00	\$0.00	\$4,900.00
	市川大門	12	\$1,149.60	\$95.80	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$1,149.60
	南アルプス	13	\$700.00	\$53.85	\$1,000.00	\$652.15	\$0.00	\$2,352.15
	韮崎	18	\$3,905.00	\$216.94	\$1,000.00	\$615.64	\$0.00	\$5,520.64
	北杜	10	\$763.89	\$76.39	\$0.00	\$69.44	\$0.00	\$833.33
	甲斐シティー	19	\$2,220.00	\$116.84	\$0.00	\$300.00	\$0.00	\$2,520.00
	甲斐の郷	9	\$900.00	\$100.00	\$100.00	\$68.47	\$0.00	\$1,068.47
<b>2620地区合計</b>		<b>2,786</b>	<b>\$385,736.82</b>	<b>\$138.46</b>	<b>\$43,452.35</b>	<b>\$81,140.37</b>	<b>\$9,099.43</b>	<b>\$519,428.97</b>

※2025年7月5日時点

クラブ別 ポールハリスフェロー(PHF)・ベネファクター(BF)の数

G		クラブ名	会員数	PHF	BF
静岡第1グループ	1	伊東	31	8	8
	2	三島	40	26	5
	3	下田	27	15	4
	4	伊豆中央	30	14	0
	5	三島西	52	23	21
	6	伊東西	45	17	7
	7	せせらぎ三島	38	15	5
静岡第2グループ	8	沼津	39	23	5
	9	富士山吉原	65	43	11
	10	沼津北	62	35	9
	11	富士	32	15	5
	12	富士宮	29	23	11
	13	御殿場	54	35	15
	14	沼津柿田川	8	5	1
	15	裾野	12	7	4
	16	長泉	21	14	1
	17	富士宮西	19	16	5
静岡第3グループ	18	新富士	16	12	11
	19	沼津西	21	10	13
	20	静岡	103	49	3
	21	清水	43	16	11
	22	静岡東	54	26	18
	23	清水北	26	8	6
	24	駿河	19	6	0
	25	静岡日本平	29	22	11
	26	静岡西	29	19	13
	27	清水西	38	10	10
静岡第4グループ	28	静岡中央	49	24	8
	29	清水中央	28	20	13
	30	静岡北	30	21	5
	31	焼津	55	38	12
	32	島田	49	26	14
	33	磐田	38	21	3
	34	藤枝	37	24	12
	35	掛川	34	13	2
	36	焼津南	31	19	7
	37	榛南	34	15	10
38	袋井	52	37	1	
39	藤枝南	51	33	17	

G		クラブ名	会員数	PHF	BF
静岡第5グループ	40	浜松	97	51	20
	41	浜松東	59	39	13
	42	浜松南	87	61	6
	43	浜松北	43	28	14
	44	浜松西	48	36	17
	45	浜北	67	36	14
	46	浜名湖	39	24	11
	47	浜松中	40	27	0
	48	浜北伎倍	22	14	5
	49	浜松ハーモニー	32	23	8
山梨第1グループ	50	パワー浜松	67	48	0
	51	浜松志耀	34	7	0
	52	甲府	105	61	24
	53	富士吉田	55	40	12
	54	大月	14	10	6
	55	都留	29	10	4
	56	河口湖	27	15	10
	57	富士吉田西	40	23	4
	58	山中湖	17	11	0
	山梨第2グループ	59	甲府北	22	12
60		山梨	53	39	14
61		甲府西	31	20	9
62		甲府東	33	12	12
63		甲府シティ	44	31	20
64		甲斐	13	10	7
65		甲府中央	14	1	1
山梨第3グループ	66	甲府南	71	34	17
	67	笛吹	24	22	10
	68	市川大門	12	4	4
	69	南アルプス	13	8	9
	70	韮崎	18	13	2
	71	北杜	10	6	0
	72	甲斐シティー	19	14	5
	73	甲斐の郷	9	2	1
合 計			2,786	1,595	609

※2025年7月7日時点

## ロータリー財団重要用語集

### アーチ・クラumpf賞

#### Arch Klumph Award

1917年、アトランタ大会で初めてロータリー財団の構想を発表したアーチ・クラumpf RI会長の名によって1969年設定された賞で、ロータリー財団に特にすぐれた貢献をなした者に与える賞。記念楯または感謝状が贈られます。

### アーチ C.クラumpf・ソサエティ

#### Arch C.Klumph Society

ロータリー財団に対し累計25万ドル以上の寄付者が、ソサエティのメンバーとなります。メンバーには感謝状が贈られ、その写真がRI世界本部内のアーチ・クラumpf・ギャラリーに飾られます。

### 遺贈 Bequest

遺言または他の資産計画の中にロータリー財団恒久基金に寄付する旨記したことをロータリー財団に文書で通知すると、ベネファクターとして認証されます。

### 遺贈友の会 Bequest Society

10,000ドル以上の遺贈を約束すると遺贈友の会のメンバーとなります。

### 大口寄付者 Major Donor

年次寄付、恒久基金寄付、使途指定寄付などのすべての現金寄付額の総計が10,000ドルに達すると大口寄付者と呼ばれます。

### 覚書 (MOU)

#### Memorandum of Understanding

補助金制度に参加するために守らなければならない条件。銀行口座、書類の保管、財務管理などが詳細にわたって説明されている文書です。

覚書に記載されている条件を承諾し同意することにより地区は参加資格を得て、補助金を申請できるようになります。

### クラブの覚書 (MOU)

#### Memorandum of Understanding

この文書は、補助金制度に参加するクラブのために、ロータリー財団が作成した正式な覚書(MOU)です。

クラブと地区の間の同意書であるこの文書には、ロータリー財団補助金の活動および資金の管理を

適切に行うためにクラブが取る対策が説明されています。

この文書を承認することにより、クラブはすべての財団の要件を遵守することに同意することになります。

### 計画年度 A Planning Year

地区補助金の下でのビジネス・サイクルは2年で、計画年度と実施年度があります。地区補助金を申請する年度が計画年度で、補助金を受け取り、プロジェクトに使っていくのが実施年度です。

### 月次寄付報告 (MCR)

#### Monthly Contribution Report

地区内各クラブの寄付一覧表。Member Access Portalで見ることができます。

### 公益財団法人ロータリー日本財団

#### Public Interest Incorporated Foundation, Rotary Foundation Japan

新公益法人関連3法(法人法、認定法、整備法)が、2008年12月1日に施行されるのを受け、これまでの特定非営利活動法人ロータリー日本財団を2008年9月10日に解散し、2009年6月に一般財団法人ロータリー日本財団を登記しました。

更に、一般財団法人ロータリー日本財団は、2010年12月24日に公益認定を受け、「公益財団法人ロータリー日本財団」となりました。

### 恒久基金 Permanent Fund

収益だけを財団プログラムの支援に使う基金です。その目標は、財団への毎年の支援を補い、それによって少なくともある程度のプログラム活動を行い、また、将来における人類の緊急のニーズに応える新プログラムまたはプログラムの拡張を容易にしようとするものです。ベネファクターになることは、恒久基金支援の第一歩と言えます。

### 国際財団活動資金 (WF) World Fund

3年前の年次寄付の47.5%と前年の恒久基金の運用益の50%がシェア・システムの下で、国際財団活動資金(WF)に充てられます。ロータリー財団管理委員会がその使途を決定します。

## 国際ロータリーのロータリー財団

### The Rotary Foundation of Rotary International

ロータリー財団の正式名称は、「国際ロータリーのロータリー財団」です。

1931年の信託宣言により、ロータリー財団の資金はすべて国際ロータリーのための活動に充てられます。

## 財団の使命

### The Mission of the Foundation

ロータリー財団の使命は、ロータリー会員が、人びとの健康状態を改善し、質の高い教育を提供し、環境保護に取り組み、貧困をなくすことを通じて、世界理解、親善、平和を達成できるようにすることです。

## 「財団の友」会員

### Rotary Foundation Sustaining Member

「財団の友」会員は、年次プログラム基金へ毎年100ドル以上寄付する人のことです。

## ロータリー財団のプログラム

### Program of The Rotary Foundation

ロータリー財団のプログラムには①ポリオプラスプログラム、②補助金プログラム、③ロータリー平和センタープログラムがあります。

クラブおよび地区はプログラムを活用、支援することにより世界でよいことができ、またクラブを活性化することができます。

## 参加資格条件 Qualification

補助金プログラムに参加するためには、地区はロータリー財団の覚書(MOU)とロータリー財団の関連指針を承認し従い、専用の振込口座を設け、会計制度を決めて、参加資格を得なければなりません。

クラブの参加資格条件は、同じく覚書を承認し、地区の開催する補助金の研修を受けることによって得られます。

## 識字率向上月間 Literacy Month

識字能力の向上を図る目的で、1997-98年度RIの強調事項に指定されました。

さらに1997年7月の会合で理事会は、毎年、7月を識字率向上月間と決めました。

地域の識字水準が、その地域の生活水準に直結する、という観点から、この月間中に読み書き、計算のできない人たちを援助するために、ロータリー地域共同体、ローターアクト・クラブ、インターアクト・クラブ、その他の既存のプログラムを通して、識字率向上に取り組んでいきます。

## 識字率の向上 Literacy Promotion

RCは、地域および世界の識字率を高めるよう奨励しています。地域内のあらゆる人が、一般的に言って幸福に暮らすために読み書きの能力が重要であること、また、地域の識字水準が生活水準に直結することについて、すべてのロータリア理解を深めること、地域社会で、または他国の地域社会で識字率向上の必要性に取り組むプロジェクトに着手するよう全クラブに奨励しています。

## 使途指定寄付 Restricted Giving

財団への寄付は、金額を問わず、特定の財団プログラムを指定して寄付することができます。

## 実施年度 Implementation Year

地区補助金の下でのビジネス・サイクルは2年で、計画年度と実施年度があります。

地区補助金を申請する年度が計画年度で、補助金を受け取り、プロジェクトに使っていくのが実施年度です。

## 職業研修チーム

### Vocational Training Team

グローバル補助金においては、チームは重点分野の範囲内で、自らの職業能力を高めるか、他の人に専門的研修を行うかのいずれかでなければなりません。

職業研修チームは明確な目的を持ち、意図、持続性のある成果、準備計画を提案するものでなければなりません。

経験豊富なロータリアンのチーム・リーダーとロータリアン以外の3人以上のチーム・メンバーで構成します。総数についての上限はありません。年齢制限もありません。

メンバーは、重点分野の一つに経験や専門知識があり、できれば重点分野に関連する専門職務か事業に雇用されていることが望まれます。

## 重点分野 areas of focus

補助金制度の下でのグローバル補助金の実施分野は次の7つの重点分野に限られています。

- 平和構築と紛争予防
- 水と衛生設備
- 疾病予防と治療
- 基礎教育と識字率向上
- 母子の保健
- 地域社会の経済発展
- 環境

ロータリー財団は優先事項として、この分野に専念していきます。

## 人道的補助金プログラム

### Humanitarian Grants PROGRAM

人道的補助金プログラムは、RC と地区が世界中の人々の生活を向上する地域社会プロジェクトの開発に利用できる資源を提供します。人道的補助金プログラムは、次の四つの共通の特徴をもつ選択肢を提供します。人道的補助金を通じて資金が支給されるプロジェクトは、次の事項を満たさなければなりません。

- ロータリアンの積極的かつ直接的な参加
- ロータリーのネットワークのさらなる充実の支援
- 健全な資金管理の実証
- 人道的ニーズの提起

## 税制上の優遇措置と寄付金

### Tax Advantages and Contributions

2011年7月1日より、公益財団法人ロータリー日本財団へ振込まれる寄付金は、すべて税制上の優遇措置の対象となります。

## 地区財団活動資金 (DDF)

### District Designated Fund

3年前の年次基金の47.5%と前年の恒久基金運用益50%が地区財団活動資金(DDF)となります。地区が用途決定に発言権を持っています。

## 地区ロータリー財団セミナー

### District Rotary Foundation Seminar

地区ロータリー財団セミナーの目標は、ロータリー財団プログラムへの参加と財政的支援を増やすことにあります。セミナーは、教育的であると同時に意欲を高めるものでなければなりません。

このセミナーには3つの目的があります。

- ロータリー財団についてロータリアンを教育すること。
- ロータリー財団が自分たちの財団であるという自覚と責任感を一人ひとりが持つようにすること。
- ロータリー財団に対する誇りを培うこと。

## 年次基金 (一般寄付)

### Annual Found

財団に毎年行う用途を指定しない一般寄付のこと。2011年10月より、重点分野を指定できる寄付も含まれます。

## 年次報告 Annual Report

ロータリー財団の会計報告。寄付金がどのように使われたのかを知るのによい資料です。

毎年1月に直前年度の年次報告が出版され、ホームページから閲覧できます。

また、日本事務局に注文することもできます。

## 一人当たりの寄付

### Per Capita Giving

1997年10月の管理委員会決定で、一人当たりの寄付の算出方法を寄付総額を会員数で割る方式から年次プログラム基金を会員数で割る方式に変更しました。

## 100パーセント財団の友クラブ

### 100%RFSM Club

クラブ会員全員が年次寄付を100ドル以上寄付したクラブ。毎年度終了後(8月)にバナーが贈られます。申請する必要はなく、自動的に認証されます。

## 100パーセント・ポール・ハリス・フェロー・クラブ

### 100% Paul Harris Fellow Club

全会員がポール・ハリス・フェローになったクラブで、特別のバナーが贈られます。

## ベネファクター Benefactor

金額を問わず、ロータリー財団恒久基金へ寄付する旨を遺書または資産計画に書きしるしたことを財団に通知した人。

または米貨1,000ドル以上を恒久基金に無条件寄付した人をベネファクターといいます。

2カ国の内、一つはプロジェクトを実施する国(援助受領国)にあり、これをホストパートナーと言います。

## ポリオ・プラス PolioPlus (PP)

ロータリーは1979年に初めてポリオのプロジェクトに加わり、1980年代初めに史上最も意欲的なプログラムを計画しました。世界中の児童にポリオの予防接種をしようというプログラムです。1985年にポリオ・プラス・プログラムを設けました。

ポリオと共にハシカ、ジフテリア、結核、百日咳、破傷風の五つをプラスして、同時追放を目的としているためポリオ・プラスと呼んでいましたが、この「プラス」は最初の頃と意味が変わって現在は、世界的なポリオ根絶運動がもたらした遺産のことを指しています。

### ポリオプラス・ソサエティ

#### Polio Plus Society(PPS)

毎年 100 ドルをポリオプラス基金に寄付することを誓約することにより入会することができます。ロータリーはこのソサエティの会員に認証バッジをお送りし、その貢献を讃えます。

### ポリオ撲滅 Polio Eradication

世界保健機関、世界証明委員会、ロータリーは、ポリオ撲滅という言葉や、野生株のポリオ・ウイルスの伝播をとめるという意味で用いています。2007年の規定審議会で、ポリオの撲滅を国際ロータリーの最優先の目標とすることが承認、確認されました。

### ポール・ハリス・ソサエティ

#### Paul Harris Society

ロータリー財団に毎年 1,000 ドル以上寄付する人が、ポール・ハリス・ソサエティの会員資格を有します。

### ポール・ハリス・フェロー(PHF)

#### Paul Harris Fellow

ロータリー財団に年次寄付または使途指定寄付、あるいはその合計で 1,000 ドル以上寄付した人。

### 毎年あなたも 100 ドルを

#### Every Rotarian, Every Year (EREY)

ロータリアンひとりひとりに毎年 100 ドルの年次寄付を。

このためのニュースレターが毎月発行されています。

### マルチプル・ポール・ハリス・フェロー

#### Multiple Paul Harris Fellow

年次寄付または使途指定寄付、あるいはその合計で 1,000 ドル以上寄付した人は、その後 1,000 ドル寄付するごとにマルチプル・ポール・ハリス・フェローになります。

2,000 ドルから 9,000 ドルまで 8 段階あります。大口寄付者と異なり、現金を寄付せず、認証ポイントを受け取っても、現金と認証ポイントの総額でマルチプル・ポール・ハリス・フェローになることができます。



# 各クラブのサポート体制の強化



- ・地区委員会と各クラブの連携をより強め、使いやすい財団委員会を目指す。
- ・グループ担当者を、各クラブの財団委員長をサポート

## ●グループ別担当委員制

補助金小委員会		
【静岡1G担当】	山本雅弘 (三島)	委員
【静岡2G担当】	鈴木浩明 (富士宮)	委員
【静岡3G担当】	依田邦彦 (静岡中央)	副委員長
【静岡4G担当】	中村幸夫 (焼津南)	委員長
【静岡5G担当】	永田真也 (浜松南)	委員
【山梨1G担当】	後藤光利 (甲府)	委員
【山梨2G担当】	早川吉彦 (甲斐)	委員
【山梨3G担当】	野口英夫 (甲斐シテイー)	副委員長

財団についてのサポートや情報交換等  
各クラブの財団委員長と連携を取っていきます。

## 1.各クラブのサポート体制の強化

- ・地区委員会と各クラブの連携をより強め、使いやすい財団委員会を目指す。
- ・グループ担当者を、各クラブの財団委員長をサポート

## 2.財団活動の発信・共有強化

- ・地区補助金・グローバル補助金事業の共有の機会を増やしていく
- ・HP等の活用をしていく

## 3.グローバル補助金への取り組み

- ・グローバル補助金の理解の強化
- ・クラブへの参加促進

## 4.財団奉仕事業の公共イメージ向上の取組

## 5.ポリオ根絶への取り組み

# 2025-26年度 地区財団委員会構成

ロータリー財団監査委員会	
	安間みち子 (浜松ハーモニー)
専門職	杉本忠重 (静岡)
専門職	宮内正敏 (三島)

ロータリー財団委員会	
委員長	中村皇積 (浜松ハーモニー)
副委員長	小野 隆 (南アルプス) (恒久基金・大口寄付担当)

補助金小委員会	
委員長	中村幸夫 (焼津南) 【静岡4G担当】
副委員長	依田邦彦 (静岡中央) 【静岡3G担当】
副委員長	野口英夫 (甲斐シティ) 【山梨3G担当】
委員	山本雅弘 (三島) 【静岡1G担当】
委員	鈴木浩明 (富士宮) 【静岡2G担当】
委員	永田真也 (浜松南) 【静岡5G担当】
委員	後藤光利 (甲府) 【山梨1G担当】
委員	早川吉彦 (甲斐) 【山梨2G担当】

地区財団資金管理小委員会	
委員長	中川則昭 (甲府北)

資金推進小委員会	
委員長	秋山佳輝 (伊東)
副委員長	曾根原容子 (沼津北)

ポリオプラス小委員会	
委員長	中村裕子 (甲斐) (ロータリーカード推進担当)
副委員長	鈴木健夫 (藤枝南)
委員	原 兄多 (せせらぎ三島)

平和フェローシップ・学友小委員会	
委員長	渡辺康一郎 (大月)

ロータリー財団事務所	
〒420-0853	
静岡市葵区追手町2-12 安藤ハザマビル5F	
国際ロータリー第2620地区	
地区事務所	ロータリー財団委員会
TEL : 054-274-2622	
FAX : 054-274-2623	
E-mail : drfc@ri2620.gr.jp	





国際ロータリー第 2620 地区

ロータリー財団委員会 事務局

〒420 - 0853 静岡市葵区追手町 2-12 安藤ハザマビル 5F

TEL:054-274-2622

FAX:054-274-2623

**E-mail: [drfc@ri2620.gr.jp](mailto:drfc@ri2620.gr.jp)**